

(案)

川崎市教育振興基本計画

かわさき教育プラン

第1期実施計画 (2015～2017)

素案

平成26 (2014) 年 月

川崎市教育委員会



KAWASAKI CITY

本素案は、平成 27 年度から概ね 10 年間の教育施策の方向性を表す次期かわさき教育プランの検討状況をまとめたものです。今後、本素案についての御意見を広くお聴きしたうえで、平成 27 年 3 月に「川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第 1 期実施計画」として策定していきます。

目次

はじめに	- 1 -
■ 「かわさき教育プラン」について	- 1 -
■ 「かわさき教育プラン」に基づくこれまでの取組	- 1 -
第1章 新しい教育プランの基本的な考え方	- 3 -
1 策定の趣旨	- 3 -
2 プランの位置づけ	- 3 -
3 対象期間	- 3 -
4 対象分野	- 3 -
5 プランの構成及び計画期間	- 4 -
第2章 プランの基本理念及び基本目標	- 5 -
第3章 第1期実施計画	- 9 -
1 第1期実施計画における基本的な考え方	- 9 -
2 第1期実施計画の全体像	- 12 -
3 第1期実施計画の政策体系	- 14 -
4 第1期実施計画期間の取組	- 16 -
基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	- 16 -
施策1. キャリア在り方生き方教育の推進	- 18 -
基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	- 20 -
施策1. 確かな学力の育成	- 23 -
施策2. 豊かな心の育成	- 26 -
施策3. 健やかな心身の育成	- 28 -
施策4. 教育の情報化の推進	- 30 -
施策5. 特色ある高等学校教育の推進	- 31 -
基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	- 33 -
施策1. 支援教育の推進	- 36 -
基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する	- 41 -
施策1. 学校安全の推進	- 44 -
施策2. 安全安心で快適な教育環境の整備	- 46 -
施策3. 児童生徒増加への対応	- 48 -
基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する	- 49 -
施策1. 学校運営の自主性、自律性の向上	- 51 -
施策2. 教職員の資質向上	- 53 -

基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	- 55 -
施策 1. 家庭教育支援の充実	- 58 -
施策 2. 地域における教育活動の推進	- 60 -
基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり	- 62 -
施策 1. 自ら学び、活動するための支援の充実	- 65 -
施策 2. 生涯学習環境の整備	- 67 -
基本政策Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり	- 69 -
施策 1. 文化財の保護・活用の推進	- 71 -
施策 2. 博物館の魅力向上	- 73 -
第 4 章 進捗管理の考え方	- 75 -
その他	- 76 -
1 語句説明一覧表	- 76 -
2 策定体制	- 83 -
3 策定経過	- 84 -
4 川崎市教育改革推進協議会設置及び運営要綱	- 87 -
5 委員名簿	- 88 -

はじめに

■「かわさき教育プラン」について

「かわさき教育プラン」は、本市の教育に関する基本計画です。

「かわさき教育プラン」（平成 17 年度～平成 26 年度）は、それまで本市の教育の指針となってきた「いきいきとした川崎の教育をめざして（昭和 61 年）」が掲げた「教育への市民参加」の考え方を引き継ぎながら、新たな教育改革の方向性を示す本市ではじめての教育行政計画として、平成 17 年 3 月に策定されました。

本市では、「市民の力が教育を変える」を理念として掲げながら、この 10 年間、市民との協働、本市の教育がこれまで積み重ねてきたものを基盤としながら、教育改革を着実に進めてきました。「かわさき教育プラン」は、その間、市の総合計画『新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」』における実行計画との連携の下、実行性の高い教育分野の基本計画として、また、教育改革の指針としての役割を果たしてきました。

■「かわさき教育プラン」に基づくこれまでの取組

子どもから高齢者まで、全ての市民が教育・学習・文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現を目指し、「多様化する価値観の中で、子どもと大人が共に生き、一人ひとりがいきいきと輝く学習社会を創造する」及び「地域の学習のネットワーク化を支援し、地域教育力の向上へつなげる」の2つの目標を設定して、第1期実行計画から第3期実行計画までの10年間（平成 17 年度から平成 26 年度）で様々な教育施策を進めてきました。各実行計画期間における主な取組は次のとおりです。

（第17期 17年度～ 19年度 実行計画）	●小5・中2で本市独自の学習状況調査を実施（H17～） ●小学校全児童への防犯ブザーの貸与（H17～） ●教育活動サポーター（H17～）、特別支援教育サポーター（H19～）の配置 ●学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入（H18） ●土橋小学校開校（H18） ●学校2学期制の実施（H18～） ●電子メールを利用した児童生徒の安全に関わる情報の配信（H18～） ●小・中学校普通教室への冷房の設置（H19～）
---------------------------------	--

第2期実行計画 (20年度～22年度)	●はるひ野小中学校開校（H20） ●全校で学校評価システムを導入（H20） ●各区・教育担当の設置（H20～） ●インターネット問題相談窓口の設置（H20～） ●地域交通安全員の配置（H20～） ●学校トイレの快適化改修の実施（H20～） ●小学校5・6年生の理科授業に理科支援員を配置（H20～） ●学校支援センターの設置（H21～） ●AED（自動対外式除細動器）を全校へ配置（H21～） ●中原市民館の移転・オープン（H21） ●教育文化会館・市民館の区役所への移管（H22） ●「かわさき共生＊共育プログラム」を全校で実施（H22～）
第3期実行計画 (23年度～26年度)	●中央支援学校高等部分教室の開設（H23） ●学校防災教育の推進（防災教育研究推進校の指定、学校防災マニュアルの作成と見直し）（H24） ●災害用備蓄物資の整備（H24～） ●かわさき宙と緑の科学館改築・リニューアルオープン（H24） ●中原図書館の移転・オープン（H24） ●ゆうゆう広場（適応指導教室）を市内6ヶ所へ設置（H24） ●既存学校施設再生整備のモデル実施（H24～） ●「学校施設長期保全計画」策定（H25） ●「川崎市文化財保護活用計画」策定（H25） ●スクールソーシャルワーカーの各区1名配置（H25） ●学校体育館開放利用の受益者負担適正化のための使用料導入（H25） ●田島支援学校再編整備完了（H25） ●通級指導教室（小学校は各区、中学校は南部・中部・北部）整備（H25） ●教員を対象とした新たなライフステージ研修の実施（H25～） ●児童支援コーディネーターの専任化（H25～） ●中学校完全給食実施方針策定（H26） ●地域の寺子屋のモデル実施（H26） ●川崎高等学校附属中学校開校（H26） ●「川崎市いじめ防止基本方針」策定（H26） ●校務支援システムの本格稼働（H26～）

第 1 章 新しい教育プランの基本的な考え方

1 策定の趣旨

本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための計画として、新たに「かわさき教育プラン」を策定します。

「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の今後約 10 年間の教育が目指すものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取り組みを推進するための指針となるものです。

2 プランの位置づけ

教育の振興を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための計画として、教育基本法第 17 条第 2 項に定める教育振興基本計画に位置づけます。

また、本市総合計画をはじめ、本プランと関連する個別計画との整合を図りながら、教育施策を総合的に推進します。

○教育プランと関連する主な計画

計画名	所管局
新たな総合計画（策定中）	総合企画局
行財政改革に関する計画（策定中）	総務局
（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画（策定中）	こども本部
（仮称）子ども・若者プラン（策定中）	こども本部
第 4 次川崎子どもの権利に関する行動計画	市民・こども局
第 2 期川崎市文化芸術振興計画	市民・こども局
川崎市スポーツ推進計画	市民・こども局
川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（策定中）	健康福祉局
川崎市障害者雇用・就労促進行動計画	健康福祉局
かわさき資産マネジメントプラン など	財政局

3 対象期間

平成 27 年度から概ね 10 年間を対象期間とします。

4 対象分野

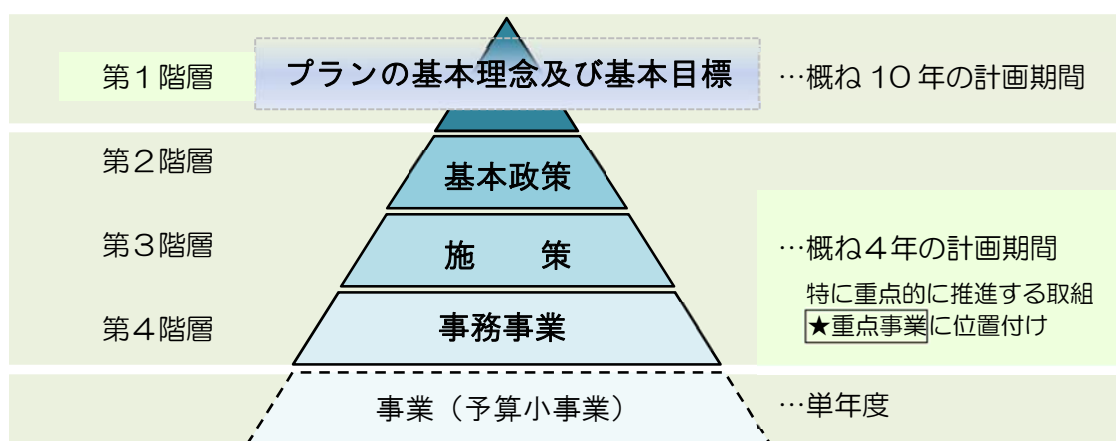
教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

5 プランの構成及び計画期間

概ね10年間の計画期間全体を通じて実現を目指すものをプランの基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容は、基本政策、施策、事務事業の階層で体系的に整理します。基本政策、施策、事務事業については、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。

また、各実施計画期間において、特に重点的に推進する取組を「重点事業」として位置づけます。

○ プランの構成



○ 計画期間

(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
1 プランの基本理念及び基本目標	概ね10年の計画期間										
2 基本政策											
3 施策	第1期実施計画			第2期実施計画			第3期実施計画				
4 事務事業											
事業											

表の第2期実施計画、第3期実施計画の計画期間は想定とし、市総合計画と整合をとりながら定めていきます。

第2章 プランの基本理念及び基本目標

教育プランの基本理念及び基本目標は、今後の本市の教育が目指すものを表しています。これを、今後約10年間にわたる本市の教育の指針となる考え方として掲げ、その実現を目指した施策を実施計画に位置づけ、推進していきます。

1 今後教育が果たすべき役割及びプランの「基本理念」

<新しいプランの「基本理念」>

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

社会が激しく変化するこの時代において、将来を見据えると、少子高齢・人口減少社会、グローバル化・情報化の進展、不安定な雇用状況、社会の活力の低下への対応など、多くの課題が存在します。

また、平成26年に市制90周年を迎えた本市は、利便性の高い生活環境、将来性のある産業の振興、市民との協働による文化芸術やスポーツのまちづくりなど、その強みを活かし、さらなる発展へ歩みを進めながらも、都市インフラの老朽化や社会保障関連経費の増大、今後到来する人口減少への対応など、乗り越えなくてはならない多くの課題に直面しています。

このような状況の中、これからの社会を見据え、願うのは、どのような社会状況においても、夢や希望を抱き、自ら考え、行動し、社会の変化に対応しながら、いきいきと躍動する市民の姿です。また市民一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い、高め合いながら共に生きる社会の姿です。

そして、そのような市民を育て、社会をつくることが、人づくりを担う教育の大切な役割です。

「教育が人・社会の発展の礎を築く」

私たちは、これからの人・社会のために教育ができることを真剣に考え、市民と手を携えながら、教育の力で新しい川崎の未来とそこでいきいきと活動する市民を育てていきます。そしてその実現のために、新たな「かわさき教育プラン」の基本理念を、今後教育が果たすべき役割や未来への普遍的な願いを考慮し、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定め、新しい時代に向けた教育施策を推進していきます。

2 新しいプランの「基本目標」

じしゅ じりつ 自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

きょうせい きょうどう 共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

変化が激しい社会においても、誰もが夢や希望を抱き、充実した人生を送るため、また社会を持続的に発展させていくためには、「社会の変化に適切に対応し、自立した個人として生きていく力を一人ひとりが身に付けること」、そして「自立した個人が、多様な価値観を認め合い、互いに支え合い、高め合いながら、生きがいのある社会を協働して作りだしていく精神を持つこと」が大切です。

人づくりを担う教育の役割を果たし、「人・社会の発展」を実現していくために、今後10年間を通して教育施策の指針となる考え方を、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとしながら、教育プランの「基本目標」として上記のように定めます。

第 1 期実施計画

計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度

第3章 第1期実施計画

教育施策を総合的かつ計画的に推進し、プランの基本理念及び基本目標を実現するため、今後3年間（平成27年度から平成29年度まで）の取組内容を、8の基本政策、18の施策、53の事務事業に体系的に整理した「第1期実施計画」を策定します。

1 第1期実施計画における基本的な考え方

（1）教育をめぐる状況の変化

平成17年3月に「かわさき教育プラン」が策定されてから10年が経ちました。この間、我が国は、戦後初めての総人口の減少、少子高齢化の急速な進行、団塊の世代の大量退職、東日本大震災の被害と復興への取組、グローバル化の一層の進展など大きな時代の変化の中を歩んできました。

教育分野においても、平成18年には、教育に関する根本法である「教育基本法」が改正され、この改正を受けて「学校教育法」等の教育に関連する法律の改正も行われました。また、初めての国の教育振興基本計画の策定、全国学力・学習状況調査の実施、教育委員会制度改革など、教育をめぐる大きな動きがありました。

この間、本市においては、「かわさき教育プラン」に基づく、実行計画を第3期まで策定し、教育改革を推進してきました。これまでの計画期間においては、いじめ・不登校対策の充実による「共に生き、共に育つ環境づくり」、学校評価制度の導入や学校教育推進会議の設置等による「地域に開かれた学校づくり」、校舎の耐震性の確保や普通教室の冷房化等の「良好な教育環境の整備」、区役所への区・教育担当の設置やライフステージに応じた教職員研修の実施などによる「学校の教育力の向上」、中原図書館や青少年科学館の再整備による「共に学び、活動する生涯学習環境の整備」等、様々な教育施策を推進してきましたが、その間も社会状況は変化を続け、今後も引き続き対応し、乗り越えなければならない多くの教育課題が残っています。

（2）引き続き対応すべき課題

<子ども>

子どもたちに目を向ければ、急激に変化している社会の中で、産業構造や就労形態などの大きな変化に十分な対応ができず、学校から社会への移行が円滑に行われていない子ども・若者の実態が指摘されています。その背景には、コミュニケーション能力の不

足、自己肯定感の低下、他者への配慮の不足、規範意識の低下、また学習と将来との関係が見出せずに学習意欲が低下していることなど、「社会的自立」に必要な能力や態度に関わる子どもたちの様々な課題が存在しています。そのことから、子どもたち一人ひとりが、教育的ニーズに応じた適切な支援を受けながら、「生きる力」を十分に身に付け、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応できる力や、他者の人格を尊重し、支え合いながら関わる態度を育てることが、重要な課題となっています。【基本政策Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

<学校>

保護者や地域の方々の意見、子どもの学習状況や生活状況等の多様化により、各学校は、創意工夫を凝らして、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことを求められています。また、近年の教職員の大量退職等により、この10年間の新規採用者の累計数は2,800人余りに上り、総教員数のほぼ半数となっています。そのような状況の中で、様々な課題に適切に対応していくため、教職員の資質及び学校の組織力・チーム力の向上、家庭・地域との連携や行政による支援を充実させることで、学校が自主的・自律的に学校運営を行い、自ら課題を解決する力を高めていくことが必要です。【基本政策Ⅴ】

<家庭>

家庭における教育は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身に付けるために大変重要なものです。しかしながら、共働き世帯が5割を超える現代においては、時間的・生活的な余裕がなく、支援を必要としていながら支援の場に参加できない家庭も多くあります。支援の必要な家庭に支援が行き届くよう、企業との連携など、新たなアプローチ方法等による支援の充実に取り組む必要があります。【基本政策Ⅵ】

<地域>

地域社会における人と人のつながりの希薄化や地域全体の支え合い、助け合いの大切さが指摘されている現代において、活力ある豊かな地域社会をつくるためには、市民が集い、学び、つながり、成果を活かす仕組みを構築し、学びを通じた新たな絆・つながりを広げていくことが必要です。社会教育が充実した地域社会では、子どもたちが地域の多くの大人と関わりながら安心して生きる力を培うことができます。また、シニア世代の地域参加が促進され、地域の活力が充実します。そのため、今後の行政の役割として、地域の社会教育の担い手となる人材の育成や多様な主体の連携に向けたネットワーク化の推進が求められています。【基本政策Ⅵ、Ⅶ】

また、地域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれる文化財を地域の教育資源として活用することも、地域のつながりや学び合いの推進のために有効な方策となります。【基本政策Ⅷ】

＜教育行政＞

厳しい財政状況が続くことが想定される中、山積する教育課題に適切に対応するために、事業の効率的かつ効果的な執行に向けた見直しに継続して取り組み、事業に必要な財源の確保に努める必要があります。

また、学校や市民館など教育財産として多くの老朽化した施設を管理している教育委員会では、支出の平準化を図りながら、長期的な視点で計画的な保全を図り、教育環境の維持・改善に取り組む必要があります。【基本政策Ⅳ】

さらに、教育プランの基本理念及び基本目標の実現のために、計画の実行を確保するための進捗管理や新たな課題への迅速かつ柔軟な対応、関係局や関係団体、市民等との連携・協働、教育行政を担う職員の育成など、教育プラン実現のための執行体制の構築については、プランの運用が開始してからも継続して取り組んでいく必要があります。

（３）第１期実施計画の策定

以上のような教育をめぐる現状に適切に対応していくためには、これまで本市の教育が積み重ねてきた成果を継承するとともに、さらに発展させながら、現場の実態に目を向け、残された課題、新たな課題に真摯に向き合い、多様な主体と連携・協働して、計画的に取組を進めていくことが重要です。

そこで、教育委員会では、引き続き対応すべき課題及びプランの基本理念及び基本目標を踏まえ、課題解決に向けて教育施策を着実に推進するため、「第１期実施計画」を策定します。

2 川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」第1期実施計画の全体像

■プランの基本理念・基本目標

基本理念

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

■第1期実施計画（平成27年度～平成29年度）「8つの基本政策」と「18の施策」

基本政策

I

人間としての在り方生き方の軸をつくる

自尊感情や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進します。

（18の施策及び主な取組）

I-1 キャリア在り方生き方教育の推進

★キャリア在り方生き方教育の推進

基本政策

II

学ぶ意欲を育て、 「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

（18の施策及び主な取組）

II-1 確かな学力の育成

★総合的な学力向上策の実施

II-2 豊かな心の育成

●人権尊重教育及び多文化共生教育の推進

●読書のまち・かわさき事業の推進

II-3 健やかな心身の育成

●子どもの体力の向上

★中学校完全給食早期実施に向けた取組

II-4 教育の情報化の推進

II-5 特色ある高等学校教育の推進

基本政策

V

学校の教育力を強化する

学校が保護者、地域と連携しながら、地域の教育資源や人材を活用し、子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進め、特色ある学校づくりを推進します。

ライフステージに応じた研修や教育実践等を通じて教職員一人ひとりの資質能力を高めるとともに、その力を組織的に機能させ、学校の教育力を高めます。

（18の施策及び主な取組）

V-1 学校運営の自主性、自律性の向上

●地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

●区における教育支援の推進

V-2 教職員の資質向上

★県費教職員の移管に伴う学校運営体制の構築

基本政策

VI

家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育や、地域による子どもや若者の育ちを支える取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの教育や学習をサポートする仕組みづくりを進めることによって、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりや、子どもたちが地域の一員として夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます。

（18の施策及び主な取組）

VI-1 家庭教育支援の充実

VI-2 地域における教育活動の推進

●地域教育会議の活性化

★地域の寺子屋事業

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、
高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

及び「主な取組」

●：主な取組

★：主な取組のうちの重点事業

基本政策

Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

すべての子どもがいいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育「支援教育」を学校教育全体で推進します。

(18の施策及び主な取組)

Ⅲ-1 支援教育の推進

★「児童支援コーディネーター」の専任化の推進

- 特別支援教育の推進
- いじめ防止対策の取組

基本政策

Ⅳ

良好な教育環境を整備する

地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組や防災教育研究推進校の取組を支援する等、学校安全を推進します。

「学校施設長期保全計画」に基づく取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善する等、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

(18の施策及び主な取組)

Ⅳ-1 学校安全の推進

Ⅳ-2 安全安心で快適な教育環境の整備

★学校施設長期保全計画の推進

Ⅳ-3 児童生徒増加への対応

- 新川崎地区、小杉駅周辺地区への小学校新設

基本政策

Ⅶ

いいきと学び、 活動するための環境づくり

市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培うため、自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かす学びの機会提供を促進します。

社会教育の展開を通じて、市民の学びを通じた出会い（「知縁」）を促進し、それが新たな「絆」「つながり」を生み出すよう支援するとともに、地域における社会教育の担い手を育成していきます。

社会教育施設の長寿化の推進など生涯学習環境の充実を図ります。

(18の施策及び主な取組)

Ⅶ-1 自ら学び、活動するための支援の充実

★地域の生涯学習の担い手を育てる仕組の構築

- 図書館運営事業

Ⅶ-2 生涯学習環境の整備

- 社会教育施設の長寿化
- 学校施設の有効活用

基本政策

Ⅷ

文化財の保護活用と 魅力ある博物館づくり

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、市民が文化財に親しむ機会を充実させ、文化財に対する市民意識を高め、文化財を活かした魅力あるまちづくりを目指します。

博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の特性・専門性を活かした博物館活動の充実や施設間連携等により、各施設の魅力向上につながる事業を展開します。

(18の施策及び主な取組)

Ⅷ-1 文化財の保護・活用の推進

- 文化財保護活用計画に基づく取組の推進
- 新たな文化財保護制度の整備

★橋樹官衙遺跡群の国史跡指定に向けた取組

Ⅷ-2 博物館の魅力向上

- 日本民家園開園50周年に向けた取組

3 第1期実施計画の政策体系

第1階層	
基本理念	「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」
基本目標	「自主・自立」 変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと 「共生・協働」 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

★重点事業に位置づける事務事業

第2階層	第3階層	第4階層		
基本政策（8）	施策（18）	事務事業（53）	ページ	所管課
I 人間としての在り方生き方の軸をつくる	1 「キャリア在り方生き方教育」の推進	1 キャリア在り方生き方教育推進事業 ★	18	教育改革推進担当
II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	1 確かな学力の育成	1 学力把握・授業改善研究事業 ★	23	総合教育センター
		2 きめ細やかな指導推進事業 ★		総合教育センター
		3 英語教育推進事業 ★		総合教育センター
		4 理科教育推進事業 ★		総合教育センター
		5 小中連携教育推進事業		教育改革推進担当
		6 学校教育活動支援事業		総合教育センター
	2 豊かな心の育成	1 道徳教育推進事業	26	総合教育センター
		2 読書のまち・かわさき推進事業		指導課
		3 子どもの音楽活動推進事業		指導課
		4 人権尊重教育推進事業		人権・共生教育担当
		5 多文化共生教育推進事業		人権・共生教育担当
	3 健やかな心身の育成	1 子どもの体力向上推進事業	28	健康教育課
		2 健康教育推進事業		健康教育課
		3 中学校給食推進事業 ★		中学校給食推進室
		4 学校給食運営事業		健康教育課
		5 学校給食会補助事業		健康教育課
	4 教育の情報化の推進	1 教育の情報化推進事業	30	総合教育センター
	5 特色ある高等学校教育の推進	1 魅力ある高校教育の推進事業	31	教育改革推進担当
		2 中高一貫教育推進事業		教育改革推進担当

第2階層	第3階層	第4階層		
基本政策（8）	施策（18）	事務事業（53）	ページ	所管課
Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	1 支援教育の推進	1 児童支援コーディネーター専任化事業 ★	36	指導課
		2 特別支援教育推進事業		指導課
		3 共生・共育推進事業		教育改革推進担当
		4 児童生徒指導・相談業務		総合教育センター
		5 適応指導教室事業		総合教育センター
		6 海外帰国・外国人児童生徒相談業務		総合教育センター
		7 就学援助・就学事務		学事課
		8 奨学金認定・支給事務		学事課
Ⅳ 良好な教育環境を整備する	1 学校安全の推進	1 学校安全推進事業	44	健康教育課
	2 安全安心で快適な教育環境の整備	1 学校施設長期保全計画推進事業 ★	46	教育環境整備推進室
		2 学校施設環境改善事業		教育環境整備推進室
		3 学校施設維持管理事業		教育環境整備推進室
	3 児童生徒増加への対応	1 児童生徒増加対策事業	48	企画課
Ⅴ 学校の教育力を強化する	1 学校運営の自主性、自律性の向上	1 地域等による学校運営への参加促進事業	51	教育改革推進担当
		2 区における教育支援推進事業		教育改革推進担当
		3 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業		指導課
		4 学校の管理運営等に関する事務		学事課
	2 教職員の資質向上	1 教職員研修事業	53	総合教育センター
		2 県費教職員移管業務 ★		県費教職員移管準備担当
		3 教職員の人事・定数配置業務		教職員課
		4 教職員の選考・任免業務		教職員課
		5 教育研究団体補助事業		指導課
Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	1 家庭教育支援の充実	1 家庭教育支援事業	58	生涯学習推進課
	2 地域における教育活動の推進	1 「地域の寺子屋」推進事業 ★	60	生涯学習推進課
		2 地域における教育活動の推進事業		生涯学習推進課
Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり	1 自ら学び、活動するための支援の充実	1 社会教育振興事業 ★	65	生涯学習推進課
		2 図書館運営事業		生涯学習推進課
	2 生涯学習環境の整備	1 生涯学習施設の環境整備事業	67	生涯学習推進課
		2 社会教育関係団体等への支援・連携事業		生涯学習推進課
Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり	1 文化財の保護・活用の推進	1 文化財保護・活用事業	71	文化財課
		2 橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ★		文化財課
	2 博物館の魅力向上	1 日本民家園管理運営事業	73	文化財課
		2 青少年科学館管理運営事業		文化財課

4 第1期実施計画期間の取組

基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる

日々の学習活動を通して子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育の実践がすべての学校で求められています。本市ではこれを「キャリア在り方生き方教育」として、新しい教育プランにおける学校教育の重点施策として位置づけ、子どもたちの自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を小学校段階から系統的・計画的に育んでいきます。

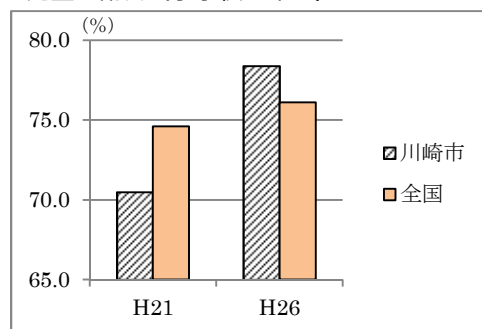
■現状と課題

グローバル化や少子高齢化など急激に変化している社会の中で、産業構造や就労形態などの大きな変化に十分に対応できず、学校から社会への移行が円滑に行われていない子ども・若者の実態が指摘されています。その背景には、例えば、コミュニケーション能力の不足、低い自己肯定感、他者意識や他者への配慮の不足、規範意識の低下、また学習と将来との関係が見出せずに学習意欲が低下していることなど、「社会的自立」に必要な能力や態度に関わる子どもたちの様々な課題が存在しています。

このことから、子どもたち一人ひとりが「生きる力」を十分に身に付け、しっかりとした勤労観、職業観を形成しつつ、将来直面するであろう様々な問題に柔軟かつたくましく対応できる力を育てることが重要な課題となっています。そのような能力や態度をしっかりと子どもたちに身に付けさせ社会に送り出すことは、学校教育の責務であると言えます。

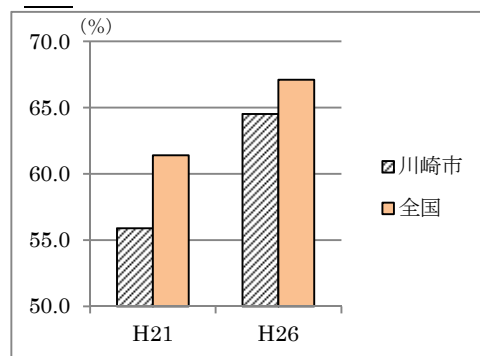
調査結果にあるように、本市の子どもは、「自尊感情」は改善の傾向にありますが、「将来に関する意識」については、全国と比べると低い状況が続いています。

■「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばあると思う」と回答した児童の割合（小学校6年生）



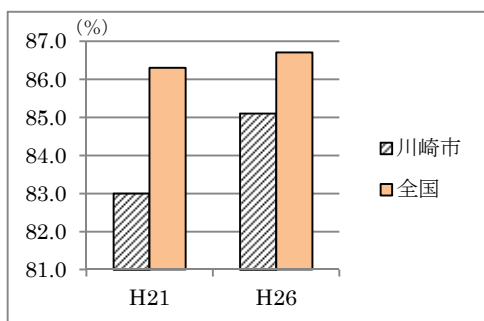
資料：全国学力・学習状況調査

■「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばあると思う」と回答した生徒の割合（中学校3年生）



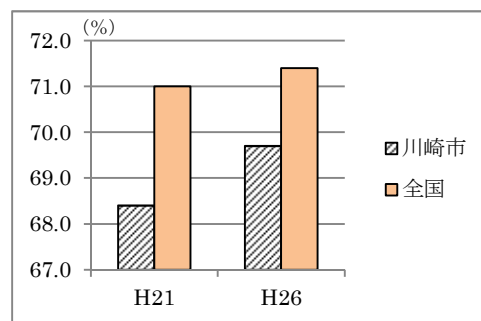
資料：全国学力・学習状況調査

■「将来の夢や目標を持っている、
どちらかといえば持っている」と回答した
児童の割合（小学校 6 年生）



資料：全国学力・学習状況調査

■「将来の夢や目標を持っている、
どちらかといえば持っている」と回答した
生徒の割合（中学校 3 年生）



資料：全国学力・学習状況調査

子どもたちのキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促すために、これまで取り組んできた本市の学校教育を「キャリア在り方生き方教育」の視点から幅広く見直し、子どもの社会的自立に向けて必要な能力と態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育てる教育が求められています。

■政策目標

「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための基礎を育みます。

■参考指標（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とする指標）

指標名	自尊意識				
指標の説明	「自分にはよいところがあると思わない」と回答した児童生徒の割合				
実績値(H26)	小 6	6.2%	目標値(H29)	小 6	0%
	中 3	10.0%		中 3	0%

【出典：全国学力・学習状況調査】

指標名	将来に関する意識				
指標の説明	「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合				
実績値(H26)	小6	85.1%	目標値(H29)	小6	87%
	中3	69.7%		中3	72%

【出典：全国学力・学習状況調査】

指標名	「キャリア在り方生き方教育」の推進状況			
指標の説明	「キャリア在り方生き方教育全体計画」作成校数（「キャリア在り方生き方教育」は、H27 から推進協力校にて実施、H28 から全校実施予定）			
実績値(H26)	—		目標値(H29)	178 校

【出典：川崎市教育委員会調べ】

施策 1. キャリア在り方生き方教育の推進

社会の様々な領域において構造的な変化が進行する中、社会人として自立した人材の育成が強く求められる一方、若者の「学校から社会への移行」が円滑に行われていない状況が課題となっています。かつて子どもたちは大家族や近隣の人々で形成された集団の中で、知らず知らずのうちに多様な年齢層の人々と付き合う態度やスキルなどの社会性を身に付けてきました。ところが、近年の子どもたちは、家庭環境や遊びの変化により、日常生活を通して人間関係の基礎を身に付けることが少なくなっています。また、将来との関連性が見えないままでの学びの中、学校での学習の意義が見いだせず学習意欲が低下したり、子どもたちが将来に不安を感じたりしていることも課題となっています。

そこで、本施策では、子どもたちの社会的自立に必要な能力や態度の育成と、共生・協働の視点から、教育の在り方を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための取組「キャリア在り方生き方教育」を推進していきます。小学校から 12 年間の系統的な「キャリア在り方生き方教育」を通して「自分をつくる」「みんな一緒に生きている」「わたしたちのまち川崎」の3つの視点で、「学ぶこと、働くこと、生きることの尊さを実感し、学ぶ意欲をもった人材」、「共生・協働の精神をもち、共生社会を実現していく人材」、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」を育成していきます。

- 「キャリア在り方生き方教育」に関する研修の実施やリーフレットによる啓発、推進協力校における検証など、平成28年度からの全校実施に向けた取組を進めます。
- 教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」や児童生徒のための「キャリア在り方生き方ノート」を作成し、「キャリア在り方生き方教育」を推進していきます。

「キャリア在り方生き方教育」とは

一人ひとりの将来の社会的自立に向け、必要な能力や態度を育てる教育です。

社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育であり、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から、各学校における教育活動を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための理念です。

一般の「キャリア教育」に、共生・協働の精神を培うという視点と、郷土を愛し、将来のふるさと川崎の担い手を育成する視点を加え、本市では「キャリア在り方生き方教育」と名付けました。

基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
キャリア在り方生き方教育推進事業 ●将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を、平成28年度から全校で実践するため、手引の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築を図ります。 ●家庭との連携を意識したキャリア在り方生き方教育の推進を図ります。	●教師用「キャリア在り方生き方教育の手引」作成 ●「キャリア在り方生き方ノート」(試作版)作成 ●推進協力校の募集・決定 ●啓発のための担当者研修	●手引を活用した各学校の実践の支援 ●「キャリア在り方生き方ノート」作成・配布・活用 ●推進協力校での実践の支援と検証 ●保護者への啓発用リーフレットの作成・配布 ●「キャリア在り方生き方教育」の全校実施

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

義務教育9年間の教育課程の内容は、本来すべての子どもたちが身に付けなくてはならないものです。また、学習指導要領の目指す「生きる力」は、生涯にわたる学習・生活の基礎となる力でもあります。一人ひとりの「生きる力」を伸ばしていくため、学ぶ意欲・態度を育むことを大切にしながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てていきます。

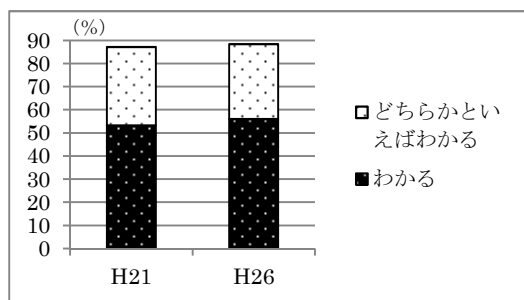
■現状と課題

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本市の平均正答率は、全国とほぼ同程度、もしくはやや良好な結果となっています。

一方、「授業の理解度」として、「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童（小学校5年生）の割合が88%、うち「授業がわかる」と回答した児童の割合が56%という状況であることから、今後も、すべての子どもがわかることを目指した授業づくりを進めていくことが求められています。

また、「家で、自分で計画を立てて勉強している」に当てはまる、どちらかといえば当てはまると回答した生徒（中学校3年生）の割合は増加傾向にあるものの45%となっています。学校のみならず、一人ひとりの学力の状況を家庭と共有し、連携・協力した取組を進めることにより、「確かな学力」を育成していく必要があります。

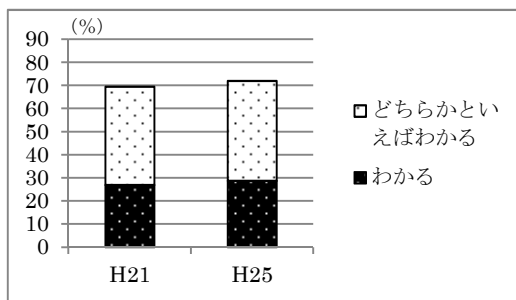
■「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合（小学校5年生）



※国語、算数、理科、社会の平均値

資料：川崎市学習状況調査

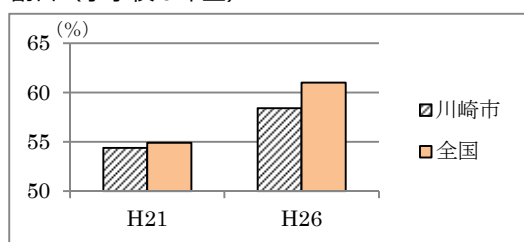
■「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した生徒の割合（中学校2年生）



※国語、算数、理科、社会、英語の平均値

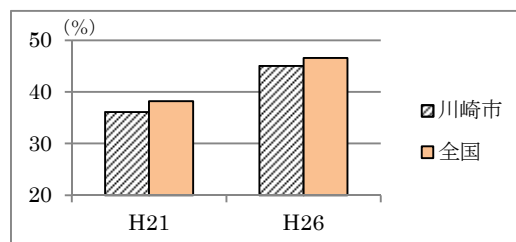
資料：川崎市学習状況調査

■「家で、自分で計画を立てて勉強している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合（小学校6年生）



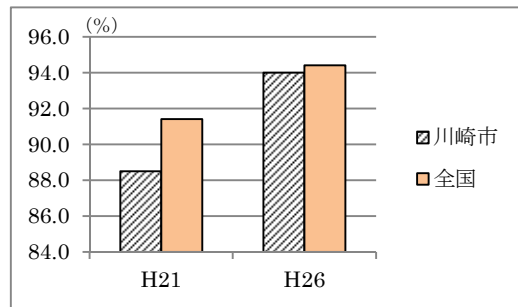
資料：全国学力・学習状況調査

■「家で、自分で計画を立てて勉強している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合（中学校3年生）



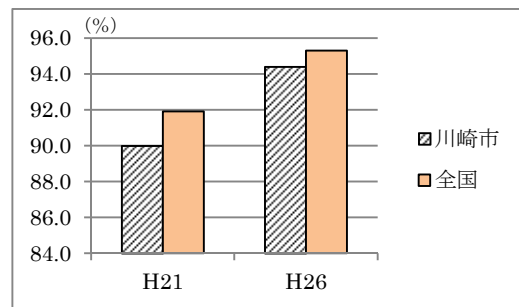
資料：全国学力・学習状況調査

■「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童の割合（小学校6年生）



資料：全国学力・学習状況調査

■「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合（中学校3年生）



資料：全国学力・学習状況調査

「豊かな心」については、自制心や規範意識の希薄化など、子どもたちの心にかかわる課題があります。「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童の割合を全国と比較すると、若干低い傾向であることから、道徳教育の推進や、読書活動の充実に向けた学校司書の適正配置、図書担当教諭、学校図書館ボランティアの資質向上を図るための研修の実施などを進め、今後も「豊かな心」を育てる取組を継続していく必要があります。

「健やかな心身」については、児童生徒の体力・運動能力の長期的な低下傾向に歯止めがかかり、向上傾向に転じつつあります。しかしながら、本市の児童生徒の体力・運動能力の調査結果は、全国平均と比較すると、低い結果が出ていることから、子どもの体力向上に向けたさらなる取組を推進していく必要があります。

その他、グローバル化、情報化などの社会の変化に対応するために、英語教育や教育の情報化などを推進するとともに、中学校完全給食の全校実施に向けた取組などを推進していくことが求められています。

政策目標

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

参考指標（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とする指標）

指標名	授業の理解度				
指標の説明	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合 ※小5：国語、算数、理科、社会の平均 中2：国語、数学、理科、社会、英語の平均				
実績値(H25)	小5	89.0%	目標値(H29)	小5	92%
	中2	71.9%		中2	75%

【出典：川崎市学習状況調査】

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

指標名	授業の好感度				
指標の説明	「学習は好き、どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合 ※小5：国語、算数、理科、社会、総合の平均 中2：国語、数学、理科、社会、英語の平均				
実績値(H25)	小5	73.4%	目標値(H29)	小5	75%
	中2	56.2%		中2	59%

【出典：川崎市学習状況調査】

指標名	授業の有用度				
指標の説明	「授業で学んだことが、生活の中で役に立っていると思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合 ※小5：国語、算数、理科、社会、総合の平均 中2：国語、数学、理科、社会、英語の平均				
実績値(H25)	小5	89.5%	目標値(H29)	小5	92%
	中2	68.8%		中2	72%

【出典：川崎市学習状況調査】

指標名	規範意識				
指標の説明	「人の気持ちができる人間になりたいと思う」に当てはまる、どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合				
実績値(H26)	小6	94.0%	目標値(H29)	小6	97%
	中3	94.4%		中3	97%

【出典：全国学力・学習状況調査】

指標名	英語に関する意識				
指標の説明	「道で外国人に英語で話しかけられたとき、何とか英語で話そうとする」と回答した生徒の割合				
実績値(H25)	中2	74.8%	目標値(H29)	中2	77%

【出典：川崎市学習状況調査】

指標名	子どもの体力の状況				
指標の説明	体力テストの結果（神奈川県の平均値(体力合計点)を100とした際の本市の割合）				
実績値(H25)	小5男	99.4%	目標値(H29)	小5男	100%
	小5女	99.7%		小5女	100%
	中2男	91.7%		中2男	100%
	中2女	93.4%		中2女	100%

【出典：児童生徒新体力テスト】

施策 1. 確かな学力の育成

「確かな学力」を育成するためには、「学習に取り組む意欲・態度」「基礎的・基本的な知識・技能」「課題を解決するための思考力・判断力・表現力等」をバランスよく育むことが必要となります。本施策では、すべての子どもがわかることを目指して、一人ひとりの「学び」を大切にした学力向上策を推進します。

- 総合的な学力向上策として、個に応じたきめ細やかな指導方法や指導体制の充実、教員の授業力向上、学力の状況の的確な把握と数値目標を有効に活用しての授業改善、学力向上などを図ります。
- 多様な子どもたちの学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図るため、少人数学級・少人数指導等の取組を推進します。
- 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催やグローバル化の進展などを背景として、英語教育改革によるグローバル人材の育成が求められていることから、積極的に外国人と英語でコミュニケーションする児童生徒を育成するなど、英語教育の充実を図ります。
- 世界的なハイテク企業や研究開発機関が数多く立地する国際的な先端産業・研究開発都市である本市の強みを活かし、子どもたちの科学への興味・関心を一層高め、魅力ある理科教育を展開します。
- 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などの諸問題につながっていく事態等（いわゆる中1ギャップ）が依然として生じていることから、小中9年間の系統性を確保し、小学校から中学校への接続を円滑化するための小中連携教育の推進を図ります。

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
学力把握・授業改善研究事業 ●学力の状況を的確に把握するために、調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「わかる」を実感できる授業づくりに向けた取組を推進します。	●川崎市学習状況調査・川崎市学習診断テストの実施(小5、中1～中3)及び結果の個票配布(小5、中2) ●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における結果報告書の作成・数値目標の設定等による授業改善の実施 ●総合教育センターにおける調査・基礎研究の推進 ●授業研究・実践報告等全市教育課程研究会の実施 ●総則並びに各教科等の学習指導要領実践事例集の作成と配布	●川崎市学習状況調査・川崎市学習診断テストの実施(小5、中1～中3)及び結果の個票配布(小5、中2) ●川崎市学習状況調査・川崎市学習診断テストの調査結果を基にした授業改善についての報告会等を実施 ●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における結果報告書の作成・数値目標の設定等による授業改善の推進 ●総合教育センターにおける調査・基礎研究の推進 ●全市教育課程研究会の実施 ●総則並びに各教科等の学習指導要領実践事例集の作成と配布
きめ細やかな指導推進事業 ●習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。 ●少人数学級・少人数指導等を推進します。	●きめ細やかな指導・学び研究推進校を指定(小学校2校・中学校2校) ●「きめ細やかな指導実践編」の作成と活用 ●加配教員や非常勤講師の活用による少人数学級・少人数指導等の推進	●きめ細やかな指導・学び研究推進校の指定による研究の推進 ●「きめ細やかな指導 手引き編」の作成と活用 ●きめ細やかな指導研究の総括 ●加配教員や非常勤講師の活用による少人数学級・少人数指導等の推進
英語教育推進事業 ●外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、小・中・高等学校へALTを配置します。 ●4技能(聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと)をより効果的に伸ばす授業展開の工夫につなげるため、教員研修の充実を図ります。 ●言語習得の基礎となるリスニング能力の育成を図るため、より多くの英語に触れる機会をつくります。	●ALTの配置(小学校35名、中学校30名、高等学校5名、中高一貫教育校1名) ●英語教育推進リーダー研修の実施 ●小学校外国語活動中核教員研修の実施	●ALTの配置による外国語(英語)活動の推進 ●英語教育推進リーダー研修の実施 ●小・中・高等学校外国語(英語)教育指導力向上研修の実施 ●より多くの英語に触れる取組の推進

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
理科教育推進事業 ●企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者の派遣授業などを進めるとともに、理科支援員の配置や中核理科教員(CST)の養成などにより、理科授業における観察・実験の機会を保障することで、魅力ある理科教育を充実します。	●理科支援員を全小学校に配置 ●横浜国立大学と連携した中核理科教員(CST)養成プログラムの実施 ●市内小中学校でのCST実習生の受入 ●CST修了者による教員研修の実施 ●中学校・高等学校理科初任者に対する観察実験の悉皆研修の実施 ●先端科学技術者の派遣授業の実施	●理科支援員を全小学校に配置 ●横浜国立大学と連携した中核理科教員(CST)養成プログラムの実施 ●市内小中学校でのCST実習生の受入 ●CST修了者による教員研修の実施と校内理科指導教員の育成 ●中学校・高等学校理科初任者に対する観察実験の悉皆研修の実施 ●先端科学技術者の派遣授業の実施
小中連携教育推進事業 ●小中9年間の学びの連続性確保の取組や、円滑な接続に係る研究を進めるなど、小学校と中学校が連携した取組の推進を図ります。	●全中学校区での、小中連携教育の推進 ●7中学校区での、カリキュラム開発研究の推進	●全中学校区での、小中連携教育の推進 ●指定中学校区での、今日的課題を中心としたカリキュラムの円滑な接続に係る研究の推進
学校教育活動支援事業 ●児童生徒や学校、地域等の実態に応じて創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進します。 ●教育活動サポーターの配置により、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。 ●社会の変化に対応できる資質・能力を育成する観点から、教科等を横断した学習を進めます。 ●生徒の実態に応じた中学校夜間学級の編入相談および運営を進めます。	●各教科等、教育課題、人権尊重教育、異校種間連携教育の研究推進校による特色ある教育活動の推進 ●校内研究・研修支援のための講師派遣事業の実施 ●教育活動サポーターの配置 ●環境、福祉、国際理解等横断的な課題についての学習の推進 ●中学校夜間学級の運営	●研究推進校による特色ある教育活動の推進 ●校内研究・研修支援のための講師派遣事業の実施 ●教育活動サポーターの配置 ●環境、福祉、国際理解等横断的な課題についての学習の推進 ●中学校夜間学級の運営

施策２．豊かな心の育成

「豊かな心」を育成するためには、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心などを育てていく必要があります。本施策では、人権尊重教育や道徳教育、読書活動、体験活動などを通し、豊かな人間性を育むための取組を推進していきます。

- 子どもが読書に親しみ、夢や想像を広げ、感性や表現力を高め、自ら考え健やかに生きる力を育むことができるよう、学校司書の適正配置を進めるとともに、図書担当教諭や学校図書館ボランティアの資質向上を図るための研修の実施など、学校図書館の充実を図ります。
- 音楽の素晴らしさや楽しさを味わい、豊かな感性等を育むため、オーケストラ鑑賞や子どもの音楽の祭典等の取組を推進します。
- 子どもの権利学習や多文化共生教育など、すべての教育活動の基盤として「人権尊重教育」の総合的な推進を図ることで、豊かな心を育む教育の推進を図ります。

川崎市の人権尊重教育

互いを尊重し、共生する社会を創造するためには、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方など様々な違いを認め合い、全ての市民が、あらゆる機会、あらゆる場を通して、様々な人権問題に関する理解を深める必要があります。また、具体的な人権問題に直面した際に、それを解決しようとする実践的な行動力などを身に付けられるようにすることが大切です。

全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定した本市では、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、推進してきました。今後も本プランの「自主・自立」、「共生・協働」という基本目標の実現を支える一つの礎として、児童生徒の豊かな心の育成の推進を図ります。

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
道徳教育推進事業 ●発達の段階に応じた指導内容の重点化、教材の充実などにより、道徳教育の充実を図ります。	●道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業を活用した道徳教育の推進	●道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業を活用した道徳教育の推進 ●道徳教育の重点目標に基づいた道徳教育の推進
読書のまち・かわさき推進事業 ●子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書等の配置を含めた読書環境の整備を推進します。	●学校図書館コーディネーター各区3名の配置(21名) ●学校司書の配置の検討 ●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の実施	●学校司書等の適正配置 ●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進
子どもの音楽活動推進事業 ●子どもが音楽に親しみ、豊かな感性を育むよう、子どものためのオーケストラ鑑賞や市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。	●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 ●「子どもの音楽の祭典」の実施	●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 ●「子どもの音楽の祭典」の実施
人権尊重教育推進事業 ●人権意識の向上と子どもたちの人権感覚の育成を図ります。 ●「子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解を図ります。	●人権尊重教育推進会議の開催を通じた情報交換 ●総合教育センターと連携した研修の実施、研究支援 ●学習資料、指導用資料の作成、配布 ●子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習への講師派遣	●人権尊重教育推進会議の開催 ●人権研修の実施及び研究校への研究支援 ●人権尊重教育補助教材の作成・配布 ●子どもの権利学習資料の作成・配布 ●子どもの権利学習講師派遣事業の実施
多文化共生教育推進事業 ●子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。 ●多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	●民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を講師として派遣 ●外国人教育推進連絡協議会の開催を通じた情報交換 ●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換	●民族文化講師ふれあい事業の実施 ●外国人教育推進連絡協議会の開催 ●多文化交流会の開催

施策3. 健やかな心身の育成

生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むために、心身の調和的な発達を図ることは大変重要です。「健やかな心身」を育成するには、たくましく生きるための健康な体や体力を育ていくことが必要となります。本施策では、子どもの体力向上のための方策の推進やさらなる食育の充実など、生涯を通じて健康で活力ある生活を送る基礎を培うための取組を推進していきます。

- 誰もが運動する心地よさを味わい、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、学校、家庭、地域、行政が連携を図りながら、子どもの体力向上を図ります。
- 自らの健康に関心を持ち、自らの健康、生活習慣を維持・向上させるセルフケアの意識を醸成する等、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を推進します。
- 中学校完全給食実施に向けた取組を進めるとともに、学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図るなど、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てます。

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
子どもの体力向上推進事業 ●児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材も活用しながら学校体育活動を充実します。	●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ●「地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業」の実施 ●武道等指導者の派遣 ●部活動指導者の派遣 ●対外競技派遣事業による部活動の支援	●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ●モデル校の研究成果に基づき、各学校の実態に応じた取組を全校で展開 ●武道等指導者の派遣による武道授業の充実 ●部活動指導者の派遣による中学校、高等学校、特別支援学校の運動部活動の充実 ●対外競技派遣事業の見直し
健康教育推進事業 ●疾患を早期発見し健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理、学校医等の配置を行います。また、子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。	●学校保健安全法施行規則の改正に伴う定期健康診断の実施方法の検討 ●学校保健統計調査の分析と活用方法の検討 ●スクールヘルスリーダー派遣のあり方検討	●学校保健安全法施行規則の改正に伴う定期健康診断の検討、実施 ●学校保健統計調査の結果を活用した事業展開 ●新しい枠組みでのスクールヘルスリーダー派遣の実施

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
中学校給食推進事業 ●中学校完全給食の全校実施に向けた取組を進めます。 ●中学校完全給食を活用した食育推進の取組を進めます。	●中学校完全給食の早期実施に向けた検討 ●「川崎市立中学校完全給食実施方針」策定 ●民間活力を活かした手法による給食施設等の整備着手	●民間活力を活かした手法による給食施設等の整備完了 ●安全・安心で温かい中学校完全給食の全校実施（センター方式3箇所、自校方式2校、小中合築校2校） ●中学校完全給食を活用した食育推進の実践
学校給食運営事業 ●児童生徒の健全な身体の発達に資するために、小学校等において、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行います。	●学校給食を活用した食育の推進 ●給食室機器の計画的更新に着手 ●学校給食調理業務の委託化(47校)の実施	●食の指導に係る全体計画、年間指導計画に基づく食育の推進 ●地場産の食材を活用した食育の推進 ●老朽機器の計画的更新による安全な給食の安定供給 ●学校給食調理業務の委託化の実施
学校給食会補助事業 ●学校給食の実施に際し、良質な給食物資の一括調達や安全性の確認を効率よく行うため、学校給食会へ事業費の補助を行います。	●安全で良質な給食物資の安定的な調達、学校給食会の効率的な運営の推進 ●中学校完全給食の実施に向け、法人の役割及び体制の検討	●安全で良質な給食物資の安定的な調達、学校給食会の効率的な運営の推進 ●中学校完全給食の実施に伴う効率的な運営の推進

施策４．教育の情報化の推進

情報活用能力は、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、知識・技能を活用して行う言語活動の基盤となるものであり、「生きる力」を構成する重要な要素として、情報化が進展した現代においては、ますますその向上が求められています。本施策では、社会で最低限必要な情報活用能力を子どもたちに身につけさせるとともに、ＩＣＴの特性を活用した、より学習効果の高い授業の実現に向けた取組を推進していきます。

- 各教科等の目標の達成をめざす中で、児童生徒の情報活用能力の育成をめざす学習活動の推進を図ります。
- タブレット端末や無線ＬＡＮ環境等の次世代型ＩＣＴ環境の活用に向けた研究や教員のＩＣＴ活用実践力の育成のための研修を通して、ＩＣＴを活用したわかりやすく理解の深まる授業の推進を図ります。
- ＩＣＴを効果的に活用した双方向型授業・協働型授業等新たな学習形態の推進を図ります。
- 教員が児童生徒とふれあう時間や教材研究の時間が確保できるよう、校務の情報化の推進を図ります。

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
教育の情報化推進事業 ●「教育の情報化推進計画」に基づき、ＩＣＴ機器整備や研修の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化による教員の子どもとふれあう時間の確保に取り組めます。	●児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の実施 ●次世代型ＩＣＴ環境を活用した実践の検証・実践からの情報収集の実施 ●教員のＩＣＴ活用実践力育成のための研修の実施 ●校務支援システムの本格稼働 ●小・中・高・特別支援学校のコンピュータ機器等の導入及び入替 ●「インターネット問題相談窓口」による対応	●児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の推進 ●次世代型ＩＣＴ環境を活用した実践の検証・実践からの情報収集の推進 ●教員のＩＣＴ活用実践力育成のための研修の推進 ●校務支援システムの検証及び安定的な運用 ●小・中・高・特別支援学校のコンピュータ機器等の導入及び入替 ●「インターネット問題相談窓口」による対応 ●「教育の情報化推進計画第2版」の策定

施策 5. 特色ある高等学校教育の推進

グローバル化、情報化などの社会状況の変化に伴い、生徒の能力や適性、興味、関心、進路希望等が一層多様化しています。本施策では、市立高等学校の生徒一人ひとりが、変化の激しい社会においてたくましく生き抜くことに必要な「生きる力」を身につけることを目指し、中高一貫教育の推進をはじめ、各校の特色を生かした多様な学習ニーズに対応する教育活動を推進し、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していきます。

- 市立高等学校においては、平成 19 年に策定した「市立高等学校改革推進計画」に基づき、特色ある学校づくりを一層推進していきます。また、市立高等学校の各校において、魅力ある教育課程を編成し、特色ある教育を進めることで、多様な学習ニーズに対応するとともに、確かな学力を育み、生徒一人ひとりの進路希望の実現を目指します。
- 川崎高校及び同附属中学校においては、中高一貫教育の特色を活かし、6 年間を見通した総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICT を活用した新たな学習を推進するなど、6 年間の体系的・継続的な教育活動を展開します。

「市立高等学校改革推進計画」について

社会状況や生徒の変化に柔軟に対応した、「新しい視点による学校・学科・学系の創造」（「川崎市立高等学校教育振興計画」平成 15 年 5 月）を推進するための方向性と施策を示す計画として、平成 19 年 7 月に策定されました。

川崎高校の改築に併せた再編を含む計画を「第 1 次計画」とし、高津高校の再編を含む計画を「第 2 次計画」としています。

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
魅力ある高校教育の推進事業 ●「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組を進めるとともに、「第2次計画」の策定に向けた検討を進めます。 ●生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを推進します。	●川崎高校定時制昼間部開設 ●商業高校定時制商業科の移管に向けた取組 ●商業高校全日制普通科の開設に向けた取組 ●聴講生制度、図書館の開放、開放講座の実施 ●専門学科の魅力づくりの実施 ●「市立高等学校改革推進計画 第2次計画」策定に向けての情報収集	●商業高校定時制商業科を川崎総合科学高校へ移管 ●商業高校全日制普通科の開設 ●聴講生制度、図書館の開放、開放講座の実施 ●専門学科の魅力づくりの推進 ●「市立高等学校改革推進計画 第2次計画」の策定に向けての検討
中高一貫教育推進事業 ●市民のニーズに応える中高一貫教育の取組を推進します。 ●川崎高校附属中学校入学者の適正な募集及び決定に関する業務に取り組みます。 ●高い志を持って主体的に学び、これからの国際社会で活躍する資質を身につけた生徒を育てていくため、中高一貫教育校における6年間の体系的・継続的な、特色ある教育を推進します。	●川崎高校附属中学校開校 ●中高一貫教育校新校舎完成、外構工事着手 ●6年間の体系的・継続的な教育の研究 ●教員養成・研修等の人材育成の実施 ●附属中学校入学者の募集及び決定	●中高一貫教育校外構工事完了、施設全面供用開始 ●6年間の体系的・継続的な教育の研究の推進 ●教員養成・研修等の人材育成の推進 ●附属中学校入学者の募集及び決定

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

障害のある子どもや大人を取り巻く環境は「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者差別解消法」の制定等により、大きく変わろうとしています。共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築の具体的な取組を検討する必要があります。また、本市においては特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しており、通常の学級においても、発達障害の他、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、様々な教育的ニーズのある子どもが増加している現状があります。そのような状況の中、すべての子どもがいいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を実施していきます。

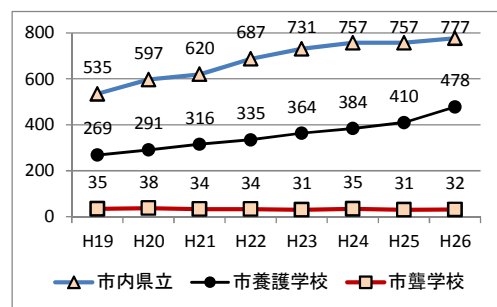
■現状と課題

本市の知的障害を主とした市立特別支援学校3校（分校含む）の在籍児童生徒数は、平成19年度以降増加傾向にあり、施設の狭あい化や障害の多様化、重複化への対応、卒業後の進路等が課題となってきました。そのため、3校の再編整備や分教室設置、医療的ケア支援の充実などに取り組んできました。

また、川崎高等学校附属中学校を除く市立小・中学校のすべての学校に設置している特別支援学級の在籍児童生徒数も増加傾向となっており、障害も重度化、多様化しています。様々な教育的ニーズに対応するため、指導にあたる教員の専門性や学級経営力を高める必要があります。

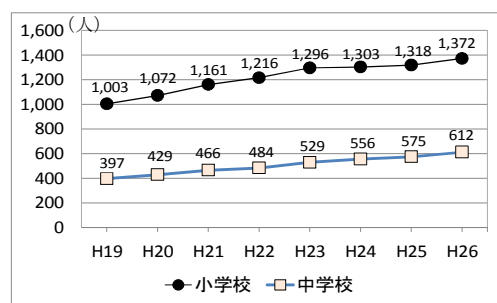
一方、通常の学級においては、在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する校内支援体制の整備に取り組み、小・中・高等学校の全校において特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会を設置するとともに、学校の状況に応じて特別支援教育サポーターの配置を行ってきました。今後は、コーディネーターの機能拡充を図るとともに特別支援教育サポーターのより適正な配置を進めていく必要があります。また、高等学校においては、校内支援体制の更なる充実に加え、就労支援等の効果的な支援の在り方について検討を進めていく必要があります。

■市内特別支援学校の児童生徒数の推移



資料：川崎市教育委員会調べ

■特別支援学級在籍者数の推移



資料：学校基本調査

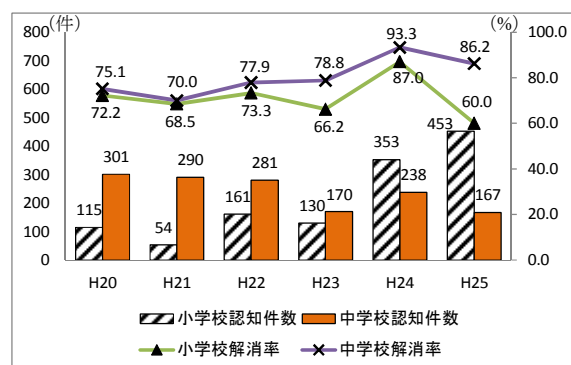
いじめについては、その態様が年々変容し、潜在化、巧妙化等が進んで見えにくくなるほか、パソコンやスマートフォンの普及に伴う新たな問題も生じています。本市の状況として、いじめの認知件数は中学校ではほぼ横ばい、小学校では増加傾向が見られ、いじめの解消率は小・中学校ともに60%から80%台を推移しています。全国的にいじめ問題が深刻化する中、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が定められました。それを受け、本市でも平成26年5月に「川崎市いじめ防止基本方針」を策定、10月には「川崎市いじめ防止連絡協議会等条例」を制定し体制整備を進めました。今後も、学校、家庭、地域において、いじめ防止への意識を高く保っていくことが必要です。

その他、不登校児童生徒の出現率がほぼ横ばいで推移していること、小・中学校の就学援助の認定者数及び認定率が増加傾向にあることなど、子どもが抱える多様な今日的課題に対しても適切な支援を行う事が求められます。このような課題に対応するため、本市では現在、小学校における児童支援コーディネーターの専任化を進めており、従来の特別支援教育コーディネーターの機能に加え、いじめの早期発見・早期対応など様々な教育的ニーズに適切に対応できる校内体制づくりを進めています。今後も引き続き、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を総合的に推進していくことが必要となっています。

■政策目標

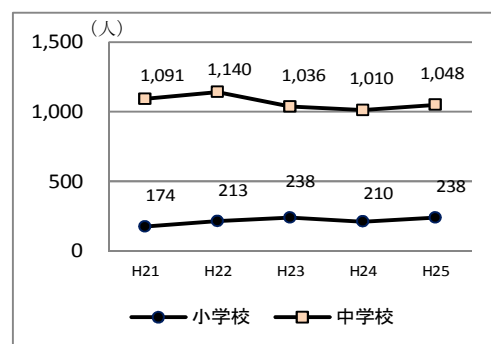
すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

■いじめ認知件数及び解消率



資料：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

■不登校児童生徒数



資料：学校基本調査

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

■参考指標（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とする指標）

指標名	児童支援活動推進校における支援の必要な児童の課題改善率（小学校）		
指標の説明	児童支援活動推進校において把握している支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある（6月時点）児童の割合		
実績値（H26）	87%	目標値（H29）	97%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	児童支援活動推進校における支援の必要な児童に対する支援の未実施率（小学校）		
指標の説明	児童支援活動推進校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（6月時点）児童の割合		
実績値（H26）	2.7%	目標値（H29）	0%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	個別の指導計画の作成率（小・中・高等学校）		
指標の説明	すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合		
実績値（H26）	56%	目標値（H29）	70%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	いじめの解消率				
指標の説明	いじめが解消した割合（解消した件数÷認知件数×100）				
実績値(H25)	小学校	60%	目標値(H29)	小学校	80%
	中学校	86.2%		中学校	90%

【出典：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果】

指標名	いじめに関する意識				
指標の説明	「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合				
実績値(H25)	小学校	76.8%	目標値(H29)	小学校	100%
	中学校	62.2%		中学校	100%

【出典：全国学力・学習状況調査】

指標名	不登校児童生徒の出現率				
指標の説明	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して 30 日以上欠席した児童生徒数の割合 (不登校児童生徒数／全児童生徒数×100)				
実績値(H25)	小学校	0.34%	目標値(H29)	小学校	0.30%
	中学校	3.65%		中学校	3.47%

【出典：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果】

施策 1. 支援教育の推進

支援教育とは、今後の共生社会の実現を推進するための教育の在り方であり、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育のことをいいます。本施策では、すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることを目指します。

- 小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、児童支援コーディネーターの専任化を推進します。
- 「特別支援教育推進計画」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させるとともに、さらに、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生＊共育プログラム」の実施、教育相談体制の充実などを図ります。
- 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学援助を実施します。
- 海外帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導や学習支援等の充実を図るなど、ニーズに応じた支援を推進します。

共生社会の形成をめざした支援教育の推進とインクルーシブ教育システム

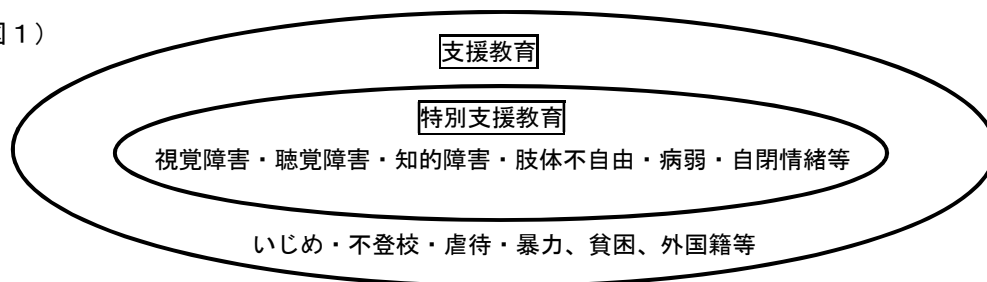
● 支援教育と特別支援教育の対象（図1）

「特別支援教育」は、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切な指導及び支援を行う教育です。

「支援教育」は、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもまで枠組みを広げ、いじめ、不登校、貧困、精神疾患等の多様な教育的ニーズのある子どもに対して適切な支援を行うものであり、また教育的ニーズのある子どもと共に学ぶ子どもの共生の精神の育成にもつながるものです。

「インクルーシブ教育システム」は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い、育ち合う仕組みです。

(図 1)

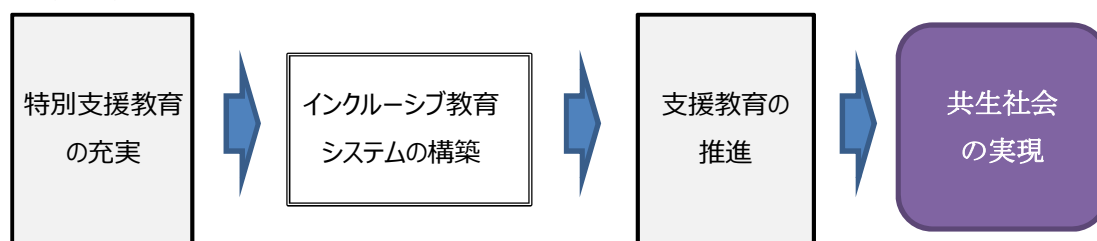


●共生社会の形成をめざした取組の推進イメージ（図 2）

今後、共生社会の形成をめざした「支援教育」を推進するためには、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築が必要です。また、「インクルーシブ教育システム」の構築のためには、「特別支援教育」の充実が不可欠です。

障害のある子ども一人ひとりに対してその教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」が充実することで、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い、育ち合うという仕組みが構築できると考えるからです。また、「インクルーシブ教育システム」が機能することで、「支援教育」が推進され、すべての子どもが違いを認め、助け合い、支え合って生きる力を身に付けていくことができると考えます。

(図 2)



事務事業名	現状	計画期間(平成 27 年度～平成 29 年度)の主な取組
児童支援コーディネーター専任化事業 ●児童支援コーディネーター専任化により、ニーズに応じた支援体制を構築し、外部機関との連携や幼保との連携・中学校への引継ぎ、若手教員の育成など、小学校段階における早期の適切な支援と教育を実施します。	●44 校で児童支援コーディネーターを専任化	●児童支援コーディネーター専任化の推進

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
特別支援教育推進事業 ●第2期特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育を推進します。 ●共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムを構築します。 ●教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備します。 ●小・中・高等学校における支援体制を整備します。 ●教職員の専門性の向上を図ります。 ●相談や保護者支援のあり方を検討します。	●特別支援教育サポーターの配置（120名） ●小・中学校通級指導教室の課題への対応検討 ●入院・入所児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の学習支援の実施 ●中央支援学校高等部分教室の拡充方針の検討 ●特別支援教育推進モデル校（中学校）の報告会等で取組の成果を発信 ●高等学校における望ましい支援の在り方の検討 ●専門職（自立活動教員）の特別支援学校への配置の検討 ●専門性を高めるための研修の実施 ●サポートノートの効果的な活用の推進	●支援教育の理念の理解促進 ●小・中・高等学校への状況に応じた特別支援教育サポーターの配置 ●小・中学校通級指導教室の課題への対応方針まとめ及び対応方針に基づく取組の推進 ●入院・入所児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の学習支援の実施 ●中央支援学校高等部分教室拡充等の検討・推進 ●特別支援教育推進モデル校（中学校）の報告会等で取組の成果を発信 ●高等学校における支援の実施 ●専門職（自立活動教員）の配置の検討 ●専門性を高めるための研修の実施 ●サポートノートの効果的な活用の推進 ●（仮称）こども心理ケアセンター内学級の開設 ●小児がん等の入院児童生徒への訪問指導の実施 ●児童思春期病棟入院児童生徒への訪問指導の実施
共生・共育推進事業 ●豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。 ●「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の実施 ●担当者研修の実施 ●研究推進校での効果測定についての検証	●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の実施の推進 ●担当者研修の実施 ●研究推進校での効果測定についての検証

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
児童生徒指導・相談業務 ●スクールカウンセラーを市立全中学校に配置するとともに、市立小学校・高等学校に学校巡回カウンセラーを派遣し、各学校で不登校やいじめの問題への対応だけでなく、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。 ●子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に1名配置し、関係機関との連携により問題の解決を支援します。	●市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 ●市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣 ●各区1名のスクールソーシャルワーカーの配置	●市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 ●市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラーの派遣 ●スクールソーシャルワーカーの配置
適応指導教室事業 ●不登校の児童生徒の居場所（安心安全感を得る場所）として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動の他、きめ細やかな相談活動を通して、子どもたちの自主性の育成や、人間関係の適性・自尊感情を高めることにより、状況の改善を図り、学校や社会への復帰につながるよう取り組みます。	●市内6箇所での適応指導教室の運営 ●メンタルフレンド（ボランティア学生）の募集	●市内6箇所での適応指導教室の運営 ●メンタルフレンド（ボランティア学生）の募集
海外帰国・外国人児童生徒相談事業 ●総合教育センターを中心に、区・教育担当、各学校と連携した相談・就学体制づくりを進めます。 ●日本語指導が必要な児童生徒に、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣します。 ●日本語指導が必要な児童生徒に対して、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。	●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ●日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の実施 ●各学校における受け入れ体制づくりのため、帰国・外国人児童生徒担当者会を設置	●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の充実 ●日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の推進 ●帰国・外国人児童生徒教育担当者会の実施 ●国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施 ●小中学校における特別の教育課程の実施に向けた検討

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
就学援助・就学事務 ●経済的理由のため就学困難と認められる学齢児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助金を支給します。 ●学校教育法等法令に基づき、学齢児童及び生徒の就学事務を行います。	●中学生の部活動にかかる経費を新たに支給 ●全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことにより、援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給 ●学齢簿のオンライン化検討	●全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことにより、援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給 ●学齢簿のオンライン化
奨学金認定・支給事務 ●経済的理由のため修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。 ●経済的理由のため修学が困難な大学生に対し、奨学金を貸与します。	●高校奨学金及び大学奨学金の制度見直し検討	●高校奨学金及び大学奨学金の制度見直し検討

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、子どもたち自身に自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒の安全を確保します。また、計画的に学校施設の再生整備や予防保全、トイレの快適化、バリアフリー化、防災機能の強化や児童生徒の増加対策を行い、良好な教育環境づくりを進めます。

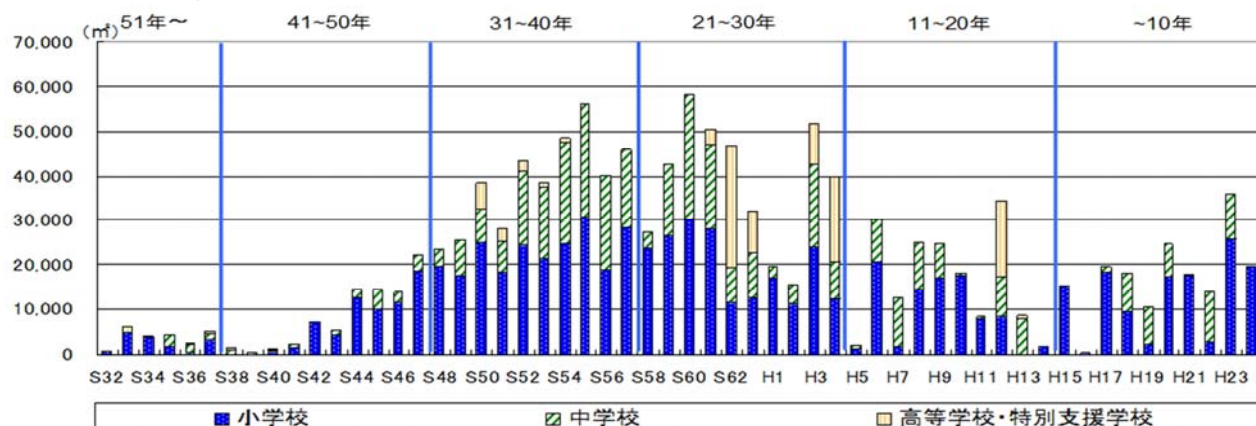
■現状と課題

近年、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件や交通事故、東日本大震災に見られるような地震や津波などの自然災害の発生等、子どもたちの安全を脅かす事案があとをたない現状があります。そのような中、子どもたちが自他の生命を尊重し、生涯にわたって安全に日々の生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような態度を育てることが求められています。そのためにも、学校教育活動全体を通じて、安全に関する教育の充実や組織的な取組の推進、さらに、地域社会や家庭との連携を図った学校安全の推進を図ることが必要です。

本市の学校施設は、建築年次別学校状況に示すとおり、全体のおよそ7割が築年数20年以上を経過し、老朽化が進んでいます。また、多様化する学習内容や授業形態への対応のほか、トイレの快適化、バリアフリー化、環境負荷の低減、防災対策等、新たな社会的要請への対応が求められています。こうした状況を受け、平成26年3月に策定した「学校施設長期保全計画」では、老朽化対策、教育環境の質的改善、環境対策を併せて実施する再生整備と予防保全によって、より多くの施設の長寿命化を早期に図るとともに、財政支出の縮減と平準化を同時に進める計画となっています。

また、学校は地域の避難所であるため、今後は非構造部材の耐震化や非常用電源の確保等による防災機能の強化に向け、計画的に取り組む必要があります。

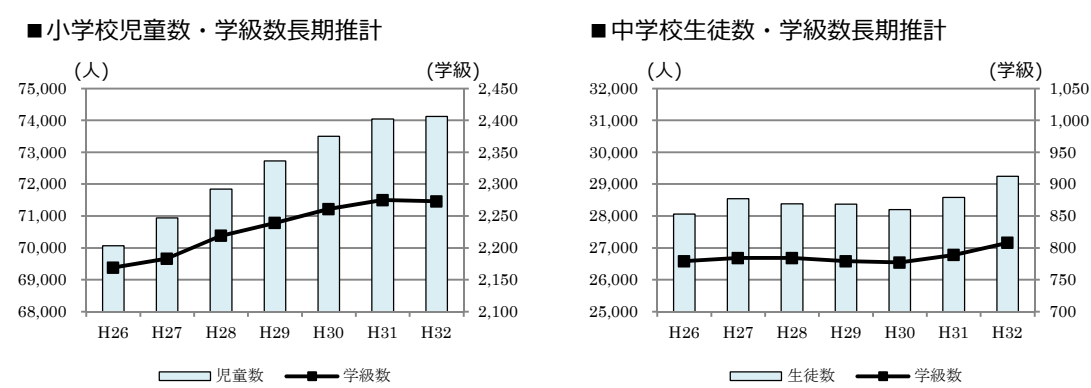
■建築年次別学校状況



資料：川崎市教育委員会調べ

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

本市の『新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について』（平成 26 年 8 月）によると、本市の年少人口は平成 27 年以降減少する予測となっていますが、一方で平成 22 年にピークに達した 0～4 歳人口がこれから学齢期を迎えることから、本市の学齢人口は今後も増加傾向にあります。大規模な住宅建設等に伴う児童生徒の増加に的確に対応し、良好な教育環境を確保することが求められています。



資料：川崎市教育委員会調べ（平成 26 年 10 月現在）
※住民基本台帳等で実数を把握できる普通学級の児童生徒を対象としています

■ 政策目標

スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組や防災教育研究推進校の取組を支援するなど、学校安全の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善します。また、トイレの快適化やエレベータ設置によるバリアフリー化、学校施設防災機能強化に向けた取組を推進し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

■ 参考指標（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とする指標）

指標名	トイレ快適化整備校数の割合		
指標の説明	学校トイレ整備事業のトイレ快適化整備校（対象校 小学校 91 校・中学校 41 校）の割合		
実績値(H26)	59.8%	目標値(H29)	75.8%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	エレベータ設置校数の割合（小・中・高・特別支援学校）		
指標の説明	校舎増改築や既存校舎改修によるエレベータの設置校の割合		
実績値(H26)	60.3%	目標値(H29)	71.8%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

指標名	再生整備の設計着手校の割合（築31年以上（平成25年4月1日基準日）の小・中・高・特別支援学校 校舎85校、体育館48校）				
指標の説明	校舎・体育館の再生整備の設計着手校の割合				
実績値(H26)	校舎	9.4%	目標値(H29)	校舎	調整中
	体育館	10.4%		体育館	調整中

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	体育館・格技室の吊り天井落下防止対策の実施校の割合（小・中・高・特別支援学校）		
指標の説明	体育館・格技室の吊り天井落下防止対策の実施校の割合		
実績値(H26)	87.9%	目標値(H29)	100%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	防災教育研究推進の実施校の割合（小・中・高・特別支援学校）		
指標の説明	防災教育研究推進の実施校の割合		
実績値(H26)	56.2%	目標値(H29)	100%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

施策 1. 学校安全の推進

学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じた計画的・組織的な活動として、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、防災教育研究推進校を指定する等により各学校の防災力の向上を図るとともに、教育実践を通して、子どもたちの防災意識を高めます。

- 関連教科や総合的な学習の時間等での安全に関する学習をはじめ、特別活動、日常の学校生活等での安全に関する指導など、学校の教育活動全体を通じて、安全に関する指導の推進を図ります。
- 生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが自他の危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。
- 防災教育推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。
- 通学路の危険箇所を点検し、改善が必要な箇所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。
- スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域の各種団体などと連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を進めます。
- 子どもが巻き込まれる恐れがある地域における犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報等について、関係機関と迅速な情報の共有を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する対応を図ります。

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
学校安全推進事業 ●スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置、通学路の交通危険箇所の解消・改善に取り組み、学校の安全対策を推進します。 ●防災教育研究推進校の指定や学校防災担当者の研修を充実させ、防災教育を推進します。	●スクールガード・リーダーを20人配置 ●地域交通安全員を98箇所配置 ●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険箇所の改善を推進 ●学校防災教育推進校による先導的な研究を推進 ●学校防災担当者の研修を年間4回程度開催し、学校防災力の向上の推進 ●全校へ防災備蓄物資の整備	●スクールガード・リーダーの配置 ●地域交通安全員の適正配置 ●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険箇所の改善を推進 ●学校防災教育推進校による先導的な研究を推進するとともに、各学校の実態に応じた防災教育を推進 ●学校防災担当者の研修を開催し、学校防災力の向上の推進

施策２．安全安心で快適な教育環境の整備

「学校施設長期保全計画」に基づき、学校施設の老朽化対策、質的向上、環境対策等を改修による再生整備と予防保全により実施し、長寿命化を推進します。また、学校施設利用者のニーズの高いトイレの快適化やエレベータ設置によるバリアフリー化を図ります。天井等の非構造部材の耐震化等、避難所機能強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。

- より多くの学校施設について、早期かつ効率的に教育環境を向上させるために、改築から改修による手法に転換し、計画的に施設整備を実施し、教育環境の改善と長寿命化による財政支出の縮減と平準化を図ります。
- 校舎の内外装改修、内装の木質化、断熱化、太陽光設備の設置などの改修による再生整備と予防保全に取り組みます。
- 子どもたちの健康面と関連性が高いトイレの快適化による質的向上やエレベータ設置によるバリアフリー化を推進します。
- 東日本大震災の被害の状況や川崎市地震防災戦略等を踏まえ、天井等の落下防止対策等の非構造部材の耐震化や、発災後３日程度のライフラインの確保策を中心とした避難所機能強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
学校施設長期保全計画推進事業 ●既存学校施設の改修等の再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、老朽化対策、質的改善、環境対策による長寿命化を推進します。また、計画的に予防保全を実施します。	●校舎再生整備モデル校2校工事完了 ●築後31年以上の校舎再生整備8校設計着手 ●築後31年以上の体育館再生整備5校設計着手	●築後31年以上の再生整備の校舎・体育館設計着手 ●築後21年以上の再生整備の校舎・体育館設計着手 ●築後20年以下の予防保全の校舎・体育館設計着手

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
学校施設環境改善事業 ●教育環境の向上を目指し、トイレの快適化やバリアフリー化を進めます。また、地域の防災力の向上のために、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の向上に向けた取組を推進します。	●学校トイレの環境整備(79校、250ヶ所) ●既存校のエレベータ設置(105校) ●体育館・格技室の吊り天井落下防止対策の実施 体育館(対象6校中5校)、格技室(対象35校中15校)	●学校トイレの環境整備の推進 ●既存校のエレベータ設置 ●吊り天井の落下防止対策等防災機能の向上に向けた取組
学校施設維持管理事業 ●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。	●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施	●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施

施策 3. 児童生徒増加への対応

将来人口推計を踏まえ、児童生徒の増加傾向を注視しながら、住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒推計を算出し、増加地域においては、通学区域の変更や一時的余裕教室等の普通教室への転用、校舎の増築、小学校の新設等を計画的に行います。

- 子どもたちを安全で快適な教育環境の中で育てていくことをめざし、児童生徒が増加している地域ごとに必要な対応策を検討し、計画的に増築等を実施します。
- 大規模な集合住宅の開発が進展している武蔵小杉駅や新川崎駅の周辺地域では、良好な教育環境を確保していくために、小学校の新設に向けた取組を進めます。

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
児童生徒増加対策事業 ●児童生徒の増加に的確に対応した教育環境整備を実施します。 ●各学校の将来推計値に基づき、学校や地域の実情を踏まえ、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の対応策を検討し、良好な教育環境の維持に努めます。	●武蔵小杉駅周辺地域の小学校新設に向けた取組の推進 ●新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ●子母口小・東橋中の合築工事の実施 ●久末小校舎増築・体育館改築実施設計 ●校舎増築工事 古川小・下沼部小・臨港中設計着手 日吉小・片平小工事着手 ●児童生徒の増加地域ごとの対応を検討	●武蔵小杉駅周辺地域の小学校新設に向けた取組の推進 ●新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ●子母口小・東橋中の合築工事の実施 ●久末小校舎増築・体育館改築工事の実施 ●校舎増築工事 古川小・下沼部小・臨港中設計、工事の実施 ●児童生徒の増加地域ごとの対応を検討

基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

学校が保護者、地域と連携しながら、特色ある学校づくりを進めるとともに、学校が自主的、自律的に学校運営を行い、自ら課題を解決する力を高められるよう、学校を支援していきます。また、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の能力や資質を高められるよう、人材育成等の取組を推進します。

■現状と課題

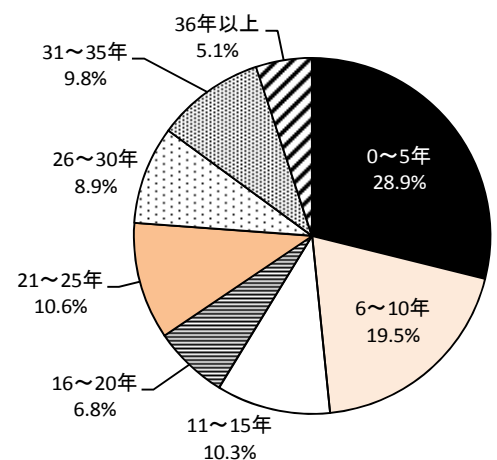
保護者や地域の方々の意見、子どもの学習状況や生活状況などの多様化により、各学校は創意工夫を凝らして、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことが求められています。そのためには、学校の教育活動の推進に多くの地域住民が参画することが重要であり、これまで本市では、子どもや保護者、地域住民、教職員からなる学校教育推進会議をすべての学校に設置するなど、家庭や地域との連携による教育活動に取り組んできましたが、今後こうした取組をさらに充実させていくことが必要です。

教育に関する新たな課題が顕在化、また課題そのものが複雑化してきているため、その課題解決を図るために、各区の実態や状況に応じて、区役所こども支援室に配置している各区・教育担当を中心にきめ細やかな学校支援を継続する必要があります。また、教職員が授業研究を行う時間や児童生徒に向き合う時間を確保するため、業務の効率化等に取り組む必要があります。

教職員の大量退職等により、この10年間の新規採用者の累計数は約2,800人と、総教員数のほぼ半数となっています。このような状況に伴い、経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成が課題となっており、学校全体の教育力の向上を目指して、教職員のライフステージに応じた研修の充実に努めるとともに、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅職員を育成するなど、学校の組織力を強化していく必要があります。

平成29年度から県費負担教職員の給与等の負担が本市に移管され、それに伴い定数の決定及び学級編制基準の決定の権限も県から本市に移譲されることとなっています。財源等の制約があるものの政令市自らが教職員定数の数や内容を判断できるようになる等、学校の実情に即した教職員配置が可能となります。そのため、円滑な移譲に向けた準備を進めるとともに、移譲後の学校運営体制のあり方について検討を進める必要があります。

■平成26年度在職年数別教員数
(総数 5,627 人)



資料：川崎市教育委員会調べ

基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

■政策目標

学校が保護者、地域と連携しながら、地域の教育資源や人材を活用し、子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進め、特色ある学校づくりを推進します。

ライフステージに応じた研修や教育実践等を通じて教職員一人ひとりの資質能力を高めるとともに、その力を組織的に機能させ、学校の教育力を高めます。

■参考指標（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とする指標）

指標名	地域の教育資源や人材を活用した特色ある学校づくり		
指標の説明	学校における教育活動や様々な活動に保護者や地域の人の参加を得ている		
実績値(H26)	83.0%	目標値(H29)	89%

【出典：全国学力・学習状況調査】

指標名	学校の組織・チーム力		
指標の説明	学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している		
実績値(H26)	93.3%	目標値(H29)	100%

【出典：全国学力・学習状況調査】

指標名	教職員の資質向上、学校の組織・チーム力		
指標の説明	教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を学校教育活動に積極的に反映させている		
実績値(H26)	93.9%	目標値(H29)	97%

【出典：全国学力・学習状況調査】

施策 1. 学校運営の自主性、自律性の向上

各学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得ながら、創意工夫に基づく特色ある教育活動に取り組めるよう、学校教育推進会議や学校運営協議会制度、学校評価、夢教育21推進事業等の活用の推進を図ります。

学校が抱えるさまざまな課題を地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。

- 保護者や地域住民が教員と一体となって学校運営に取り組む、コミュニティ・スクールの成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現をめざします。
- 各区「こども支援室」において、区・教育担当が保健・福祉部門と連携して学校運営全般に対する支援を実施するとともに、学校の抱えるさまざまな課題に対応するため、地域の子ども支援に関わる諸団体・機関との連携を強化しながら、区における子ども支援を推進します。
- 「区・学校支援センター」により、地域人材を活用した学校と地域社会の活性化をめざした取組を推進します。

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
地域等による学校運営への参加促進事業 ●学校教育推進会議の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって学校運営に取り組む学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を各区に指定し、その取組成果を他の学校に波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、より良い教育の実現をめざします。	●地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営の推進 ●学校運営協議会の運営支援 ●コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラム等の開催 ●各コミュニティ・スクールの取組成果の周知 ●地域を主体とした学校施設の管理	●地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営の推進 ●学校運営協議会の運営支援 ●コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラム等の開催 ●取組成果をまとめたパンフレットの作成 ●地域を主体とした学校施設の管理の推進

基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
区における教育支援推進事業 ●各区に配置した区・教育担当を中心に、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援を推進します。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとして学校評価を推進していきます。	●区における教育支援の推進 ①学校運営全般に対する支援 ②学校間及び学校と地域の連携強化 ③地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ●「区・学校支援センター」による取組推進	●区における教育支援の推進 ①学校運営全般に対する支援 ②学校間及び学校と地域の連携強化 ③地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ●「区・学校支援センター」による取組推進
地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 ●各学校の創意工夫を活かした教育活動の充実を図るため、地域人材の活用や学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。	●「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進 ●学校評価の推進 ●学校教育ボランティアの活動の支援 ●教員公募制の実施	●「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進 ●学校評価の推進 ●学校教育ボランティアの活動の支援 ●教員公募制の推進
学校の管理運営等に関する事務 ●学校の円滑な管理運営を支援する取組を進めます。 ●各学校毎に立案した学校運営計画や環境整備計画を実行するため予算調整制度を実施します。 ●効果的な理科教材の整備、また、高等学校の実習等に必要な指導教材の整備を進めます。	●学校業務効率化の促進に向けた学校業務検討委員会の実施 ●学校法律相談の実施 ●各学校における予算調整制度の実施 ●理科教材、高等学校の実習等に必要教材の計画的整備	●学校業務効率化の促進に向けた学校業務検討委員会の実施 ●学校法律相談の実施 ●各学校の学校運営計画等に沿った予算調整制度の実施による予算の適正措置 ●学習効果向上のための理科教材等の整備

施策２．教職員の資質向上

採用に関する広報活動の充実を図り、試験方法等を改善し、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を確保します。教職員が研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージ研修、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、資質・指導力の向上を図ります。

県費負担教職員の給与負担・定数決定等の権限移譲について、円滑な移行に向けた準備と移譲後の本市が目指す学校教育の取組の実現に向けた検討を進めます。

- 首都圏をはじめ地方都市においても説明会を実施するなど、採用試験に関する広報や本市の教職員として働く魅力の発信を充実させるとともに、特別選考試験の実施、大学推薦制度の活用により、安定的により優秀な人材を確保します。
- 教職員に対して採用時からの経験年数等に応じた体系的なライフステージ研修を実施し、教職員の資質や指導力の向上を図ります。
- 教員同士の学び合いを促進し、日常の授業研究の充実や校内研修の活性化を図り、教員の授業力向上に向けた取組を進めます。
- 人事権者と給与負担者が異なるねじれ状態を解消し、より一層、学校の実情に即した教職員の配置を推進していくため、移譲後の学校教育・学校運営体制の在り方の検討や、人事・服務、給与・勤務時間等の制度等について統合の方針の決定など、円滑な移管に向けた準備を進めます。

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
教職員研修事業 ●子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。 特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員の資質向上とミドルリーダー育成の充実を図ります。	●自らの専門性を高めるために、ライフステージに応じた悉皆研修と特設研修をはじめとする希望研修の実施 ●学校全体の教育力向上のために、指導主事がチームで支援する拡大要請訪問やリクエスト研修の実施 ●教職を目指す人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施	●ライフステージに応じた悉皆研修の充実 ●特設研修をはじめとする希望研修の充実 ●拡大要請訪問の充実 ●リクエスト研修の充実 ●教職を目指す人のための「輝け☆明日の先生の会」の充実

基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
県費教職員移管業務 ●平成29年度に実施される学級編制基準や給与負担等の事務・権限移譲に向けて、円滑な移管及び移管後の運用に向けた準備・検討を進めます。	●移譲後の学校教育・学校運営体制の在り方の検討 ●人事・服務、給与・勤務時間等の各制度について統合方針の決定 ●人事給与システム等の改修	●移譲後の学校教育・学校運営体制の在り方の決定 ●人事・服務、給与・勤務時間等の各制度について、条例規則等の改正 ●人事給与システム、職員情報システム、旅費管理システム及び健康管理システムの改修・運用
教職員の人事・定数配置業務 ●学校における教育活動の質的向上を図る人事評価及び管理職登用制度を推進し、人事異動方針に基づいた教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	●人事評価制度の適正な運用の実施 ●管理職登用制度及び人事異動方針に基づく職員配置の実施	●人事評価制度の適正な運用の実施 ●管理職登用制度及び人事異動方針に基づく職員配置の実施
教職員の選考・任免業務 ●教職員採用に関する広報活動を充実させるとともに、試験方法や試験対象等について検討改善を加えながら、創意と活力に溢れた優秀な人材の確保を図ります。	●第一次試験の地方会場（東北・九州）での実施 ●特別選考試験及び大学推薦制度の実施 ●大学及び一般会場における説明会の実施	●第一次試験の効果的・効率的な実施 ●特別選考試験及び大学推薦制度の実施 ●大学及び一般会場における説明会の実施 ●次年度に向けた試験内容の検討・改善
教育研究団体補助事業 ●本市における教育の振興に資するため、校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている各種教育研究団体の活動を支援します。	●団体の活動支援	●団体の活動支援

基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める

いじめや不登校、青少年による犯罪などの子どもを取り巻く問題、家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題などとともに、少子化や核家族化、都市化、地域における地縁的なつながりの希薄化などが指摘され、地域や家庭における「教育力」の向上が課題となっています。さらには、こうした問題が、子どもたちの学力や体力、自尊感情やコミュニケーション能力の低下、若者の引きこもり等の課題にも影響しているとも言われており、家庭や地域の教育力を高めるための様々な支援が求められています。

そのためには、生涯学習の推進による様々な世代の地域住民の交流や、学校・家庭・地域の連携の推進などが必要となります。各家庭における教育力を高めるとともに、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、地域の一員として主体的に活動して行く力を培うための環境の醸成に取り組んでいきます。

■現状と課題

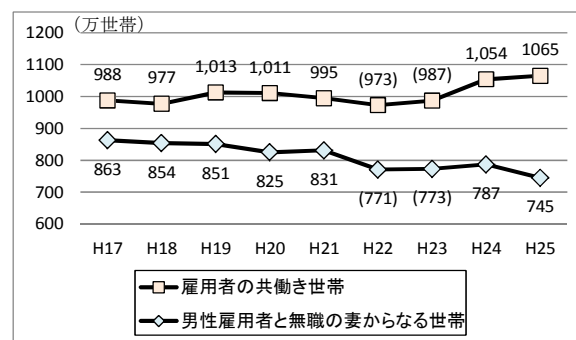
核家族化の定着や、家庭環境の多様化、地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えています。家庭教育について地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要となっています。

市民館やPTA等が開催している家庭教育を支援する様々な取組に参加できない家庭や、時間的・生活的な余裕がなく、家庭教育を充分に行うことができない家庭もあり、生活習慣の乱れや自立心の形成に課題を抱える子どもの増加など、子どもの育ちや学校教育等への影響も指摘されています。

仕事を持つ父親や母親へのアプローチ方法や、より困難な課題を抱えた家庭への支援について、様々な主体と連携し新たな方策を講じていく必要があります。

また、本市では、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、51中学校区と7行政区に地域教育会議が設置され、地域住民

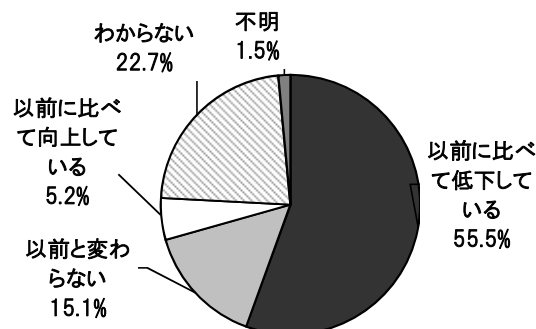
■共働き等世帯数の推移（全国）



資料：内閣府男女共同参画白書

- (※1) 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯
 (※2) 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦とも非農林業雇用者の世帯
 (※3) 平成22年および平成23年の（ ）内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

■「地域の教育力」は自身の子どもの時代と比べてどのような状態にあると思われるか



資料：文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」（平成17年度）

基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める

の主体的な参加と運営により、教育について、子どもを含めて地域全体で考え合うための意識づくりが進められていますが、一方でその担い手が不足しているなどの課題もあり、今後、地域教育会議のさらなる活性化に向けた取組を充実させていく必要があります。

さらに、平成26年度からスタートした「地域の寺子屋事業」は、地域全体で学校教育や子どもの育ちを支える環境を醸成していくとともに、多世代で学び合う生涯学習の拠点づくりを進めることを目的としており、本事業と、地域教育会議や地域で活動する様々な団体の取組との連携を図りながら、地域の教育力を高めていくことが求められています。

■政策目標

各家庭における教育や、地域による子どもや若者の育ちを支える取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの教育や学習をサポートする仕組みづくりを進めることによって、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりや、子どもたちが地域の一員として夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます。

■参考指標（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とする指標）

指標名	家庭教育関連事業の参加者数		
指標の説明	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育事業の参加者数		
実績値(H25)	20,888人	目標値(H29)	21,000人

【出典：教育文化会館・市民館活動報告書】

指標名	家庭教育関連事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合		
指標の説明	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育関連事業で悩みや不安が解消・軽減した人の割合 ※事業参加者を対象に平成27年度からアンケート実施予定		
実績値(H27)	—	目標値(H29)	平成27年度実績の5%増

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	PTA・企業等多様な主体と連携して実施した家庭教育関連事業数		
指標の説明	PTA・企業・子育て関連部署等と連携して実施した家庭教育関連事業の開催数		
実績値(H25)	135回	目標値(H29)	150回

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	地域教育会議における参加者の意識の変化		
指標の説明	地域教育会議が開催する「教育を語る集い」等の事業において、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と答えた参加者の割合		
実績値(H26)	H26年度末に算出	目標値(H29)	80%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める

指標名	地域の寺子屋事業に参加する児童の意識の変化		
指標の説明	地域の寺子屋事業に参加した児童を対象とした意識アンケートにおいて、親や教師以外の地域の大人と知り合うことができた割合		
実績値(H26)	H26 年度末に算出	目標値(H29)	平成 26 年度実績の 5%増

【出典：川崎市教育委員会調べ】

施策 1. 家庭教育支援の充実

関係部局や団体、企業、大学等、様々な主体と連携しつつ、これまで各種家庭教育事業を受講できなかった家庭へのアプローチを行うなど、家庭教育事業の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。

- 企業等との連携による家庭教育事業の実施など、仕事をもつ父親や母親のほか、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場を提供します。
- 教育文化会館・市民館・分館における家庭・地域教育学級、PTAによる家庭教育学級のほか、家庭教育推進協議会や、子育て支援を所管する各区役所・関係部局、地域の様々な主体と連携して、家庭教育を支援するための学習機会の充実を図りながら、学びへのきっかけづくりに取り組みます。
- 家庭教育を支援・推進するための人材育成等に取り組むなど、家庭の教育力の向上を図ります。

家庭教育支援事業について

家庭教育は、学校の教育や地域の教育力とともに、子どもを育むための大事な柱です。教育文化会館・市民館を中心に、各区で「家庭教育推進協議会」、「家庭・地域教育学級」、「子育て支援啓発事業」、「家庭教育支援講座」のほか、「PTA家庭教育学級」への講師派遣、保育ボランティアの育成など、幅広く家庭教育推進事業が展開されています。

今後、さらに、地域教育会議や市民活動団体、企業などと協働しながら、学びの内容や手法も工夫して、これまで市民館の講座に参加できなかった方々も参加できるような機会を創出していきます。

〔PTA家庭教育学級〕

子どもの理解や親の役割、家庭環境や地域課題をめぐる諸課題についての学習を、主に小学校PTAを中心に全区で開催しています。（H25年度：123学級開設）

学習テーマはさまざまですが、朝食や給食などを通じた食育、お金の大切さ、いじめや暴力防止、情報モラル、子どもとのコミュニケーション、自主性を引き出すコーチングなどをテーマとした学習などに取り組んでいます。

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
家庭教育支援事業 ●子育て支援啓発事業、PTA家庭教育学級等を実施します。 ●円滑な事業実施に向けて、川崎市・各区家庭教育推進協議会において協議・検討を行います。 ●既存の事業ではアプローチが十分でなかった部分に対し、区役所の子育て支援・福祉関係部署、市民団体、学校、図書館、企業、大学等との連携による事業を促進します。	●市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 ●PTAによる家庭教育学級開催の支援 ●全市・各区家庭教育推進協議会の開催 ●企業等との連携による家庭教育事業の検討	●市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 ●PTAによる家庭教育学級開催の支援 ●全市・各区家庭教育推進協議会の開催 ●企業等との連携による家庭教育事業の実施

施策 2. 地域における教育活動の推進

地域教育会議の活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力向上を図る仕組みづくりを進めていきます。

- 行政区・中学校区の地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援します。
- 子ども会議や地域教育会議の活動をはじめとして、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加を促進し、地域の一員としての自覚を育みます。
- シニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」を推進します。地域の多様な大人との関わりの中で、子どもたちの学力向上や豊かな人間性の育成を図るとともに、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めます。

地域教育会議について

本市では、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、市内の全中学校区と行政区に地域教育会議が設置されています。

地域教育会議は、1980年代の学校教育が様々な課題を抱えていた時代に、市民自らが自分を取り巻く教育環境について考え、教育改革を進めていこうという論議が高まり、市民からのボトムアップによって生まれた、川崎市独自の組織です。

地域教育会議では、地域住民の主体的な参加と運営により、「教育を語るつどい」や「子ども会議」などが開催され、教育について子どもを含めて住民みんなが考え合うための意識づくりが進められています。

長い活動の中で、地域教育会議の担い手が不足してきているなどの課題も出されていますが、地域のあり方を地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要となっている今、地域の現状を良く知る住民や関係者が集い、課題を発見し、ともに解決に取り組む、地域教育会議の重要性はさらに増しています。

【行政区と中学校区の地域教育会議の役割】

- 中学校区では、住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域における子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能します。
- 行政区では、中学校区地域教育会議の支援・補完を通したネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートのほか、地域の人びとの教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能します。

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
「地域の寺子屋」推進事業 ●地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めます。	●全市8カ所のモデル実施 ●寺子屋先生養成講座の実施	●モデル実施の検証結果を踏まえた取組の推進 ●寺子屋先生養成講座の実施 ●地域の寺子屋市民フォーラム等の開催
地域における教育活動の推進事業 ●地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。 さらに、<u>川崎市子どもの権利に関する条例</u>に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	●各行政区・中学校区における地域教育会議の活動 ●各行政区・中学校区地域教育会議における「教育を語る集い」や「子ども会議」等の実施 ●川崎市地域教育会議交流会の実施 ●川崎市子ども会議の実施	●各行政区・中学校区における地域教育会議の推進 ●各行政区・中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 ●川崎市地域教育会議交流会の開催 ●川崎市子ども会議の推進と各行政区・各中学校区子ども会議との連携

基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり

活力ある豊かな地域をつくるために、市民同士や、団体同士をつなげ、地縁のみならず「知縁＝学びによるつながり」による新たな絆、コミュニティを創造していくとともに、地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みを構築していく必要があります。市民が集い、学び、つながり、学んだ成果を活かして主体的に活動することができるように、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などに取り組んでいきます。

■現状と課題

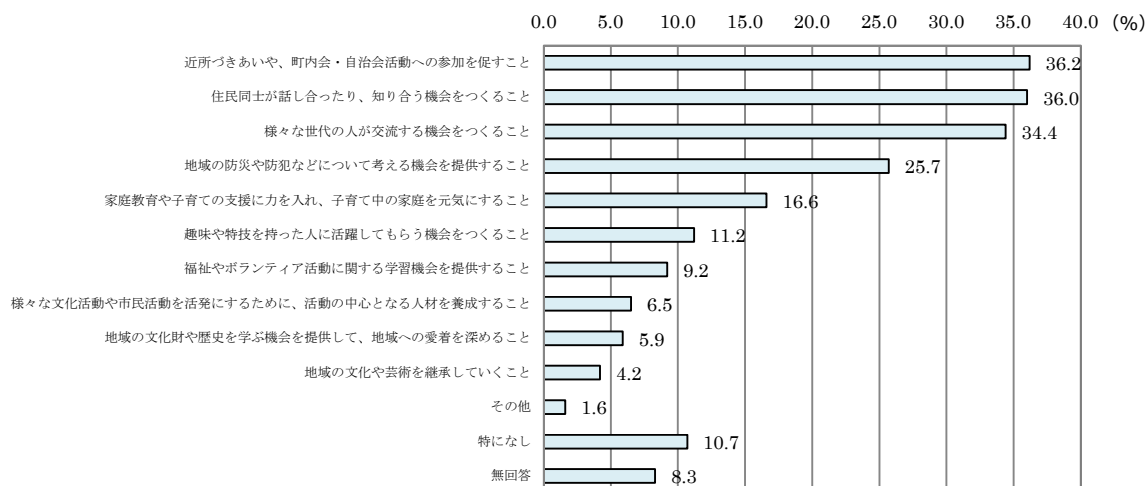
グローバル化や少子高齢・人口減少社会の進行など、社会の様々な変化に対応していくためには、市民が自ら学習課題を見つけ、自主的にあるいは様々な機会を通して学び、地域の中での活動や生活を向上させていく「学ぶ力」を育成していくことが求められます。

地域社会において人と人との関係が希薄化していることが指摘されている現状にあっては、相互に理解し、協力して共に地域社会で生きていくための「つながる力」も必要であり、社会教育を通して、市民の出会いと学びを支援し、地縁のみならず「知縁」による新しい「絆」づくりを促進していく必要があります。

地域の課題や市民の生活課題が多様化し、行政だけでそのニーズに応えるには限界がある中で、市民自らの主体的な課題解決に向けた活動を促進するためには、各個人が学び、つながった成果を活かして積極的に社会へ参画し、地域課題を解決していくことができる、持続可能な社会の構築に向けた「市民力」の形成が求められます。

そのためには、これまで地域との関係が薄かった方々も参加しやすい生涯学習の場を提供することや、インターネット等による分かりやすい生涯学習情報の提供、SNSなど若い世代に向けた新たな情報発信方法の検討などを進め、より多くの市民を、学びと活動の循環へ取り込んでいくことが必要となります。

■あなたは、地域の絆づくりのために、どのようなことが特に必要だと思いますか



資料：平成 25 年度かわさき市民アンケート報告書

その上で、市民の学びを活動へつなげるために、市民館を中心に地域の大学や企業、NPOなど様々な主体との連携を強めて「ネットワーク型行政」を推進するとともに、市民活動の育成や活動の場の提供を区行政と一体で行い、各区の特色を活かしながら、市民の「学ぶ力」「つながる力」「市民力」を育成し、様々な社会教育振興事業を推進していく必要があります。

さらに、地域の中で自ら生涯学習をコーディネートし、社会教育を担っていくことができる人材を育成し、いわば地域の「社会関係資本（ソーシャルキャピタル）」としての、人と人とのより豊かな関係性を構築していく必要があります。

また、これらの取組と並行し、生涯学習の拠点づくりとして、生涯学習環境の整備を進めていく必要もあります。具体的には、予防保全による施設長寿命化の推進、社会教育施設の老朽化への対応とともに、生涯学習、スポーツ、市民活動の場としての学校施設の有効活用の促進などが求められています。併せて、市民の学習活動を支える社会教育施設の職員の専門性や資質の向上が求められます。

さらに図書館においては、市民の仕事や日常生活での課題、地域の課題の解決などを支援する取組を進めていく必要があります。市民の広範な読書要求に応える資料を整備し、市民や地域の課題解決を支援する機能を充実させるとともに、インターネットやICTを活用したサービスの展開、関係機関や学校図書館と市立図書館の連携などを通じて、地域における読書活動の支援をさらに推進する必要があります。

■政策目標

市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培うため、自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かす学びの機会提供を促進します。

社会教育の展開を通じて、市民の学びを通じた出会い（「知縁」）を促進し、それが新たな「絆」「つながり」を生み出すよう支援するとともに、地域における社会教育の担い手を育成していきます。

社会教育施設の長寿命化の推進など生涯学習環境の充実を図ります。

■参考指標（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とする指標）

指標名	教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数		
指標の説明	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業（学級、集会など、家庭教育振興事業は除く）に参加した人の数		
実績値(H25)	81,432人	目標値(H29)	85,000人

【出典：教育文化会館・市民館活動報告書】

基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり

指標名	社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合		
指標の説明	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業（学級、集会など、家庭教育振興事業は除く）を通じて新しい知り合いが増えた人の割合 ※事業参加者を対象に平成27年度からアンケート実施予定		
実績値(H27)	—	目標値(H29)	平成27年度実績の5%増

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	市立図書館図書タイトル数		
指標の説明	川崎市立図書館全館の所蔵図書の全タイトル数。所蔵図書の多様性を表す指標。		
実績値(H25)	81万件	目標値(H29)	85万件

【出典：川崎市教育委員会調べ】

施策 1. 自ら学び、活動するための支援の充実

区役所や関係部局、大学、NPO 等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす生涯学習事業を展開し、知縁による新たな絆、コミュニティを創造するとともに、市民自治の実現を担う人材を育成していきます。

- 市民自主学級・市民自主企画事業の開催や、講座の企画や運営に関わる市民人材の育成など、自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かすことができる生涯学習を展開し、市民自治の実現を担う人材を育成します。
- 地域の中での生涯学習活動をより活発化させるため、市民自らの手で学習や活動をコーディネートしていく人材を育成し、地域活動のネットワーク化を図ることで、様々な市民の社会参加と知縁づくりを促進します。
- 多文化共生や社会参加促進への取組、市民自治などの学びあい、市と市民、市民相互、地域における様々な主体との協働・ネットワーク、大学との連携促進などを通して、新しい絆づくりを支援します。
- 広範な図書館資料を充実させるとともに、レファレンスの向上、インターネットやＩＣＴの活用、関係機関や学校図書館との連携の促進など、市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つ、効果的・効率的な図書館の運営を目指します。

市立図書館の多様な活動

市立図書館全館の個人貸出冊数の合計は毎年600 万冊を超えています。特に、武蔵小杉駅前に移転し、平成25年度に開館した中原図書館では、立地の利便性や最新ＩＣＴ機器の導入などにより年間貸出冊数が165万冊を超え、その盛況ぶりが話題になっています。

中原図書館では、自動書庫・自動貸出機・自動予約棚・図書無断持出防止装置（ＢＤＳ）などの最新機器が注目されていますが、それ以外の図書館でも、自動貸出機やＢＤＳを導入し、全館でＩＣＴを活用した効率的な図書館運営を行っています。

地域課題の解決や、就労支援、ビジネス支援、子育て支援の場としての役割も図書館には求められるようになっており、多様な資料の充実や高度なレファレンスへの対応に取り組んでいます。

また、図書資料をセットにして学校に貸し出し、調べ学習や読書指導などを支援する取組も進めており、子どもから大人までが読書に親しむための読書推進活動を行っています。

基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
社会教育振興事業 ●教育文化会館・市民館・分館において、市民の学習や活動の支援、社会教育に係る団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行うとともに、学習の成果や地域の人材資源の活用を図り、市民の力による地域の教育力とまちづくり力の向上を図ります。	●地域人材の育成や活動支援事業の実施 ●「地域の寺子屋」推進事業による寺子屋コーディネーターの養成開始 ●社会参加・共生推進学習事業の実施 ●市民自治基礎学習事業の実施 ●市民学習・市民活動活性化学習事業の実施 ●市民・行政協働・ネットワーク学習事業の実施 ●社会や地域のニーズに対応した学習事業の実施 ●視聴覚教材の活用等学習環境整備事業の実施 ●大学等高等教育機関との連携促進 ●学習相談事業の実施	●地域人材の育成や活動支援事業の実施 ●学習の成果を地域へ還元する人材や、市民自らの手で学習や活動をコーディネートしていく人材の養成に向けた取組 ●寺子屋コーディネーターの養成 ●社会参加・共生推進学習事業の実施 ●市民自治基礎学習事業の実施 ●市民学習・市民活動活性化学習事業の実施 ●市民・行政協働・ネットワーク学習事業の実施 ●社会や地域のニーズに対応した学習事業の実施 ●視聴覚教材の活用等学習環境整備事業の実施 ●大学等高等教育機関との連携促進 ●学習相談事業の実施
図書館運営事業 ●市民の読書要求に応える読書施設としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする資料や情報の提供発信を行います。	●広範な市民の読書要求に応えるための資料の整備 ●課題解決に役立つ資料の収集・提供 ●ＩＣＴ機器を活用した効率的な図書館運営管理 ●図書館総合システムの円滑な稼働 ●来館困難者や視覚障害者等への支援サービス実施	●多様な市民ニーズに応えるための資料の充実・タイトル数の確保 ●課題解決に役立つ地域資料等の広範な資料の収集・提供 ●ＩＣＴ機器を活用した効率的な図書館運営管理 ●図書館総合システムの円滑な稼働の推進 ●来館困難者や視覚障害者等への支援サービス実施

施策 2. 生涯学習環境の整備

市民の主体的な学びを支援するため、学校施設の有効活用を促進するとともに、社会教育施設の長寿命化を推進し、生涯学習環境の充実を図っていきます。

- 老朽化等への対応が課題となっている施設について、予防保全による施設長寿命化を計画的に推進するなど、生涯学習環境の整備・充実を図ります。
- 身近な学校施設の有効活用を推進し、市民の主体的な学びや活動を支援します。
- 民間活力を活用した、社会教育施設の効率的かつ効果的な施設運営を推進します。
- 市民が生涯学習に接する機会や場所を増やすため、公益財団法人や各種社会教育団体への支援・連携を行うとともに、NPO や企業、大学などとも連携したシニア向け学習事業などを行います。
- いつでも気軽に生涯学習の情報に接することができるよう、全市的な生涯学習情報の収集と提供、新たな生涯学習情報提供システムの構築を支援します。

学校施設の有効活用について

本市では、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの市民の様々な活動を支援することを目的に、学校教育に支障のない範囲で学校施設の有効活用を進めています。

市立小・中学校のほぼ全校で校庭、体育館の開放を行うとともに、音楽室など特別教室の開放などを進めており、年間で約240 万人の利用があります。平成26年からは、学校施設のうち、体育館の開放利用について、新たに使用料の徴収を開始しました。

今後も、身近な場所で住民が集い、活動するコミュニティの拠点として、学校施設の有効活用を進めていきます。

基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
生涯学習施設の環境整備事業 ●市民の生涯学習や地域活動の拠点として、生涯学習施設の環境整備に取り組みます。	●かわさき資産マネジメントプランに基づく生涯学習施設設備の劣化状況の把握 ●民間活力を活用した社会教育施設の管理運営手法の検討 ●学校施設の有効活用や学校施設を活用した生涯学習事業の実施	●劣化状況に基づく、生涯学習施設設備の長寿命化対策の推進 ●民間活力を活用した社会教育施設の管理運営手法の導入に向けた取組推進 ●学校施設の有効活用や学校施設を活用した生涯学習事業の実施
社会教育関係団体等への支援・連携事業 ●地域における生涯学習の主体として、社会教育関係団体・市民活動組織・NPO等の活動を支援するとともに、相互の連携を図りながら市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。	●関係団体との協働や他都市との交流事業など、各種生涯学習機会の提供の支援 ●シニア活動支援事業への支援 ●市民のニーズに応じた多彩な体験講座等の実施への連携 ●全市的な生涯学習情報の収集と効率的な提供に向けた情報提供システム構築の支援、連携	●関係団体との協働や他都市との交流事業など、各種生涯学習機会の提供の支援 ●シニア活動支援事業への支援 ●市民のニーズに応じた多彩な体験講座等の実施への連携 ●全市的な生涯学習情報の収集と効率的な提供に向けた情報提供システム構築の支援、連携

基本政策Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

本市には、市内初の国史跡指定を目指している橘樹官衙遺跡群（橘樹郡衙跡・影向寺遺跡）をはじめ、多くの文化財があります。「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の特性・専門性の充実を図り、学校・地域等と連携して博物館活動を推進します。また、生田緑地で活動する博物館施設の横断的な管理運営や、施設間の連携等により、各施設の魅力向上に向けた事業を企画・実施し、本市の魅力として広く発信します。

■現状と課題

市内の指定・登録文化財は平成25年度末で158件ですが、今後は指定・登録以外の文化財についても保存・活用を図るため、文化財保護制度の整備を図る必要があります。

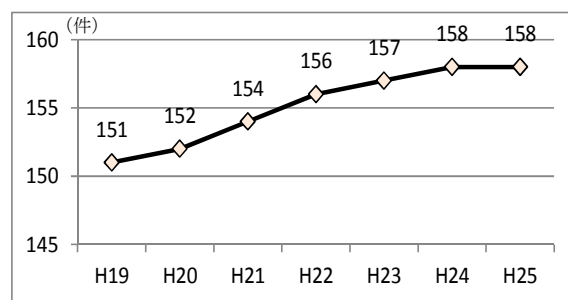
橘樹官衙遺跡群について国史跡指定を目指すとともに、指定後は保存管理計画、史跡整備計画を策定し、活用を図る必要があります。

文化財所有者への支援、ボランティア育成や人材の確保、市民が地域の文化財に親しむ機会の確保が課題となっており、人材育成を図りながら、多様な担い手により文化財を保護・活用する体制を構築し、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を推進する必要があります。

「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」では、各施設の特性・専門性を活かした展示、調査研究、教育普及活動等、博物館活動の充実を図るとともに、学校・地域等との連携、生田緑地の横断的な管理運営、施設間連携により、各施設の魅力向上に向けた事業実施に取り組んでいます。

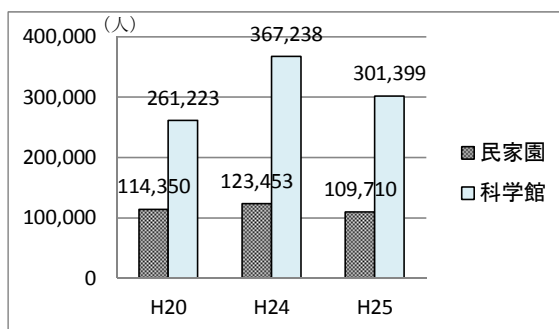
今後も、計画的に日本民家園の古民家

■指定・登録文化財の件数（国・県・市）



資料：川崎市教育委員会調べ

■民家園、科学館の入館者数の推移



資料：川崎市教育委員会調べ

基本政策Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

補修、耐震補強等を行うほか、平成 29 年度の日本民家園開園 50 周年に向けて、生田緑地の魅力をさらに発信できるよう、地域や関係機関等との連携・協働事業の実施、市民参加を促進するとともに関係者間でのネットワークの充実を図る必要があります。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、関係機関等と協力・連携を図りながら、海外からの観光客にも対応した展示・広報活動の充実や、利便性の向上を図り、本市の魅力を発信する必要があります。

■政策目標

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、新たな文化財保護制度の整備に取り組むなど、文化財の保護・活用を推進します。

博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

■参考指標（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とする指標）

指標名	市内の指定・登録・認定等の文化財件数		
指標の説明	従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市文化財保護活用計画」に基づく新たな文化財制度の取り組みとして、(仮称)「認定」文化財の件数を追加（平成 28 年導入予定）		
実績値(H25)	158 件	目標値(H29)	170 件

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」入園（館）者数				
指標の説明	日本民家園の年間入園者数(入園料一般 500 円、中学生以下・市内 65 歳以上無料)及びかわさき宙と緑の科学館の年間入館者数(入館料無料)				
実績値(H25)	民家園	109,710 人	目標値(H29)	民家園	120,000 人
	科学館	301,399 人		科学館	305,000 人

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」来園（館）者アンケート満足度				
指標の説明	「良かった・満足した」と回答した来園（館）者の割合				
実績値(H25)	民家園	96%	目標値(H29)	民家園	97%
	科学館	85%		科学館	90%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

施策 1. 文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、新たな文化財保護制度の整備に取り組むとともに、市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、橘樹官衙遺跡群の保存管理・史跡整備等を計画的に推進します。

- 「川崎市文化財保護活用計画」に基づいて、文化財の調査・保護・活用を推進し、指定文化財の保存修理等を行います。
- 未指定・未登録の文化財の保存・活用も含めた新たな文化財保護制度などの整備に取り組むとともに、文化財を保護・活用するための拠点を充実します。
- 橘樹官衙遺跡群の国史跡指定を目指すとともに、国史跡指定後の保存管理計画、史跡整備計画の策定に取り組みます。
- 市民が文化財に親しむ機会を充実させ、文化財への意識を高めるとともに、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保に取り組みます。

「川崎市文化財保護活用計画」について

川崎市には、市内初の国史跡の指定を目指している橘樹官衙遺跡群をはじめ、多数の文化財が存在しています。これらの文化財を通じて、市民の方々が地域の歴史に親しみ、地域を再発見し、川崎のまちを「ふるさと」として感じられる、地域の歴史や文化を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、教育委員会では、「川崎市文化財保護活用計画」を平成 26 年 3 月に策定しました。

「川崎市文化財保護活用計画」の施策の方向性及び基本理念は次の通りです

- 今後の文化財保護活用施策の方向性

基本方向 1 「文化財の価値の共有と継承」

基本方向 2 「文化財の魅力を生かした地域づくり」

基本方向 3 「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

- 川崎市が目指すべき都市像（基本理念）

「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」

※全文は市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000048/48101/gaiyo.pdf>

基本政策Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
文化財保護・活用事業 ●市内の多くの文化財の適切な保存と活用に努め、文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。	●川崎市文化財保護活用計画に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進 ●指定文化財の保存修理等の実施 ●新たな文化財保護制度等の検討 ●文化財保護活用拠点の検討 ●文化財ボランティアの育成・確保 ●埋蔵文化財の発掘調査等の実施	●川崎市文化財保護活用計画に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進 ●指定文化財の保存修理等の実施 ●新たな文化財保護制度等の検討及び整備 ●文化財保護活用拠点の整備に向けた取組 ●文化財ボランティアの育成・確保 ●埋蔵文化財の発掘調査等の実施
橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ●橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、橘樹官衙遺跡群として、国史跡指定を目指し、指定後は保存管理計画、史跡整備計画を策定し、活用を図ります。	●橘樹官衙遺跡群総括報告書刊行・指定意見具申等、国史跡指定に向けた取組 ●橘樹官衙遺跡群調査指導委員会の開催 ●史跡めぐり等活用事業の実施 ●市民との協働による環境整備・維持管理の実施	●橘樹官衙遺跡群の保存管理計画、史跡整備計画策定等に向けた取組 ●橘樹官衙遺跡群調査指導委員会の開催 ●史跡めぐり等活用事業の実施 ●市民との協働による環境整備・維持管理の実施

施策 2. 博物館の魅力向上

教育委員会所管施設である「日本民家園」及び「かわさき宙と緑の科学館」について、各施設の特性や専門性の充実を図り、学校・地域等と連携し、博物館活動を推進するとともに、生田緑地で活動する博物館施設の横断的な管理運営や、施設間の連携等により、各施設の魅力向上に取り組めます。

- 日本民家園では、日本有数の古民家の野外登録博物館としての特性や専門性の充実を図り、古民家・民具等の資料整理、調査研究、展示、教育普及事業等の博物館活動を推進します。また、計画的な古民家の補修等を行い、文化財の適切な保存・活用を図ります。
- かわさき宙と緑の科学館では、市内唯一の自然系登録博物館として、自然・天文・科学の3分野において、特性や専門性の充実を図り、調査研究、展示、教育普及活動等の博物館活動を推進します。
- 各博物館施設では、ボランティア、市民活動団体等の育成・支援、学校・地域・関係機関等との連携・協働事業の実施、関係者間でのネットワークの充実を図ります。
- 平成 29 年度の日本民家園開園 50 周年に向けて、生田緑地の魅力を発信します。
- 各博物館施設では、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、関係機関等と協力・連携を図りながら、海外からの観光客にも対応した展示・広報活動の充実や利便性の向上を図り、本市の魅力を発信します。
- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動を推進する事業として、市の『第 2 期川崎市文化芸術振興計画』（平成 26 年 3 月）にも位置づけられており、生田緑地を中心とした地域の魅力発信のため、関係部局との連携を図っていきます。

基本政策Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

事務事業名	現状	計画期間(平成27年度～平成29年度)の主な取組
日本民家園管理運営事業 ●国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し魅力ある博物館運営を行います。	●文化財建造物・民具などの保存・整理、調査研究と補修の推進(屋根補修、耐震補強等) ●展示及び教育普及事業の充実、ボランティア支援等 ●50周年記念に向けた検討等 ●外部評価等の活用による園の魅力向上 ●広報活動の充実と利便性の向上 ●生田緑地の横断的管理運営、施設間の連携	●文化財建造物・民具などの保存・整理、調査研究と補修の推進(屋根補修、耐震補強等) ●展示及び教育普及事業の充実、ボランティア支援等 ●50周年記念に向けた取組 ●外部評価等の活用による園の魅力向上 ●広報活動の充実と利便性の向上 ●生田緑地の横断的管理運営、施設間の連携の推進
青少年科学館管理運営事業 ●川崎市唯一の自然系登録博物館として、天文・自然・科学の3つの柱を中心に、魅力ある博物館運営を行います。	●自然・天文・科学の3分野における展示・調査研究・教育普及活動等博物館活動の充実 ●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援と体験学習の推進 ●外部評価等の活用による館の魅力向上 ●広報活動の充実と利便性の向上 ●生田緑地の横断的管理運営、施設間の連携	●自然・天文・科学の3分野における展示・調査研究・教育普及活動等博物館活動の充実 ●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援と体験学習の推進 ●外部評価等の活用による館の魅力向上 ●広報活動の充実と利便性の向上 ●生田緑地の横断的管理運営、施設間の連携の推進

第 4 章 進捗管理の考え方

プランの基本理念及び基本目標など今後本市の教育がめざすものを実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要です。また、社会状況や子どもたちの様子など、教育をめぐる状況は、変化を続けています。こうした状況変化にも柔軟に対応できる計画の運用が必要です。

そのため、プランに基づく取組の進捗を管理する手法として、「計画（PLAN）－実行（DO）－評価（CHECK）－見直し（ACTION）」のいわゆる PDCA サイクルを確立していきます。

PDCA サイクルの運用にあたりましては、プランの中で基本政策ごとに設定した目標の到達度や施策・事務事業の計画の実行状況を点検し、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる川崎市教育改革推進協議会から御意見をいただきながら、毎年度評価を行っていきます。評価の結果については、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用します。

また、計画の推進には、多様な主体との連携・協働が必要ですので、目標や事業計画が計画期間内でどこまで達成できたのかを関係者に分かりやすくお伝えする必要があります。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項に基づき、評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、広く市民の皆様公表していきます。

その他

1 語句説明一覧表

語 句	最初に出てくるページ	説 明
いきいきとした川崎の教育を目指して	1	昭和 59 年 6 月「川崎の教育のあり方」について市長の諮問をうけ、学識経験者及び行政関係者からなる「川崎市教育懇談会」が研究・協議を行い、昭和 61 年 11 月に報告としてまとめたもの。懇談会では、川崎のこれからの教育のあり方について、「川崎の教育を考える市民会議」の討議も含め、市民の教育への意思・意見及び教育関係者等から寄せられた意見をくみながら検討を深めるなど、広く調査研究及び協議を行った。
教育活動サポーター	1	学生や教員OBなどをサポーターとして学校に派遣し、教育活動の支援や個別の児童生徒の学習支援を行う。
特別支援教育サポーター	1	市立学校において教員の補佐として配置され、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一人ひとりのニーズに応じ、週に数時間、学級内及び学級外において個別的な学習や社会性の育成等の支援を行う人。
学校運営協議会	1	保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むため、教育委員会が指定する学校（コミュニティ・スクール）に設置する機関。 教育委員会が保護者、地域住民、当該校の校長及び教職員、学識経験者等の中から任命する委員により構成される。
学校評価システム	2	学校が、保護者や地域住民等から理解と参画を得ながら、PDCAサイクル（Plan 目標設定—Do 実行—Check 評価—Action 改善）を確立する中で、学校づくりを進める仕組み。
各区・教育担当	2	区役所内の関係課をはじめ、各関係諸機関との連携を図りながら、きめ細やかな学校支援、総合的な子ども施策の推進、学校と地域の連携強化等を行う学校教育部の機関。
地域交通安全員	2	児童生徒の通学時における交通安全及び通学路の安全を図るために、通学路上での誘導、交通整理、安全指導をする臨時的任用職員。
学校支援センター	2	さまざまな知識や技能、経験を持つ地域の方々の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、教育委員会が各区に配置している。主に、学校支援の活動をする地域の方や事業所等の発掘・リストづくりを行い、各学校からの依頼を受けて紹介する活動を行っている。
かわさき共生＊共育プログラム	2	川崎市が実施している参加型体験学習。体験を通して、「人づきあい」の方法を楽しく学んだり学びなおしたりすることで、自分と友だちとの豊かな関係や集団と積極的なかわりをつくりだすために必要なスキル（社会性）を育てるプログラム。
ゆうゆう広場（適応指導教室）	2	教育委員会が、学校以外の場所において、小集団による体験活動・学習活動等を通して、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を図り、学校や社会への復帰を支援する施設として設置したもの。 なお、適応指導教室については、その役割や機能に照らし、より適切な呼び方を望む声もあり、川崎市では親しみやすい呼称として「ゆうゆう広場」を用いている。

語 句	最初に出てくるページ	説 明
学校施設長期保全計画	2	学校施設について、これまで築 45 年程度で改築を行ってきた手法に替えて、校舎・体育館の目標耐用年数を 80 年に設定し、改修による再生整備と予防保全の併用を基本とし、学校施設の教育環境の改善と長寿命化を図るとともに、財政支出の縮減と平準化を図っていくことを目的とした事業。
スクールソーシャルワーカー	2	いじめ・不登校、児童虐待、暴力行為等の諸問題の解決に向け、学校だけでは対応が困難な事例等に対して、子どもに影響を及ぼしている環境（家庭、友人関係等）の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用したりして支援・援助を行う専門家。 社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する者。本市では、区・教育担当のもとに配置。
通級指導教室	2	小・中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週 1 回程度通って、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室。本市では、言語小学校 7 教室、情緒等小学校 7 教室・中学校 3 教室、難聴 1 教室（聾学校内に設置し、対象は小・中学生）を設置。
児童支援コーディネーター	2	従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談の機能を合わせ持った児童支援活動の中核となる教員で学校長からの指名された者。校内の全ての児童を対象とし、多様な教育的ニーズへの迅速で適切な対応を可能とする支援体制の構築を推進する。
中学校完全給食実施方針	2	本市の市立中学校の昼食は、「家庭からの弁当」を基本とする「ミルク給食」を実施し、併せて、弁当が持参できない時にそれを補完する制度として「ランチサービス事業」を実施してきたが、中学校完全給食の早期実現を求める市議会の決議や市民の皆様からの様々な意見・要望を踏まえて、教育委員会会議において議論を重ねた結果、中学校においても、小学校と同様に完全給食を実施することが望ましいとの結論に至り、平成 25 年 11 月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定。基本方針決定後、児童生徒及びその保護者アンケート調査を実施するとともに、「中学校給食推進会議」や「中学校給食推進連絡協議会」を設置し、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた検討を進め、中学校完全給食実施に係る基本的な事項を「川崎市立中学校完全給食実施方針」として定めた。
地域の寺子屋	2	地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点となる場。各学校の開放施設等を活用し、平日週 1 回の学習支援、土曜日等月 1 回の体験活動・世代間交流を行う。
川崎市いじめ防止基本方針	2	平成 26 年 5 月に、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した市の基本方針。この市基本方針の中には、いじめ問題は学校の指導や家庭の子育ての問題としてだけでなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることや、常に開かれた学校づくりに努め、学校が保護者や地域と一丸となって相互協力する関係づくりを進めいくことが大切であるということが定められている。
校務支援システム	2	教員に一人 1 台配置されている校務用コンピュータを使ったシステム。インターネットには接続されず、市立学校間のみで情報共有ができる。具体的には、メール、掲示板、行事予定などのグループウェア機能と、出席簿や通信票、指導要録などの校務処理機能がある。
全国学力・学習状況調査	9	全国の小学校 6 年生・中学校 3 年生を対象にした学力・学習状況調査。教科に関する調査（小学校 6 年生：国語・算数、中学校 3 年生：国語・数学）および、学習や生活に関する意識調査を実施。平成 27 年度は理科も実施予定。
教育委員会制度改革	9	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正。教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るなどの、教育委員会制度の抜本的な改革。

語 句	最初に出てくるページ	説 明
学校教育推進会議	9	校長の求めに応じて、学校の教育目標、教育活動等に関する意見や要望等を述べ、ともに協力し支え合うために、すべての川崎市立学校（学校運営協議会設置校を除く）に設置されている機関。 校長のほか、校長が児童生徒、保護者、地域住民、教職員等から選定・委嘱した計 10 名程度の委員で組織する。
生きる力	10	変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の 3 つの要素からなる力。
キャリア在り方生き方教育	12	社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育であり、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から、各学校における教育活動を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための理念。
確かな学力	12	知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。
地域教育会議	12	学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る市民の自主的な活動組織。各中学校区と行政区にあり、「教育を語るつどい」、「子ども会議」などを開催する。
支援教育	13	本市において今後、共生社会の実現を推進するための教育の在り方を言う。発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援はこれまで同様に充実させつつ、さらに障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行う。
知縁	13	地域社会において人と人との関係の希薄化が問題となる中、地域を基盤とする社会的関係だけではなく、社会教育を通じた市民の出会いと学びを支援する中で生まれた学びによるつながりのこと。
橘樹官衙遺跡群	13	橘樹官衙（たちばなかんが）遺跡群は、古代の武蔵の国橘樹郡の役所跡である「橘樹郡衙（たちばなぐんが）跡」（高津区千年）と、隣接する郡寺跡である「影向寺（ようこうじ）遺跡」（宮前区野川）から構成されている。
川崎市学習状況調査	20	川崎市の小学校 5 年生・中学校 2 年生を対象にした学力・学習調査。教科に関する調査（小学校 5 年生：国語・算数、中学校 2 年生：国語・数学・英語・社会・理科）および、学習や生活に関する意識調査を実施。中学校 1・3 年生には 5 教科の教科に関する調査のみを実施。
学校司書	21	学校図書館法が一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）され、学校司書は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員と規定された。
少人数学級	23	国が示している学級編成の標準（小学校 1 年生は 35 人、その他は 40 人）を下回る児童生徒数で 1 学級を編成すること。
少人数指導	23	1 つの学級を等質、あるいは、習熟度別、課題別などに応じて 2 つ以上に分けて行う指導形態および方法。
ALT	24	Assistant Language Teacher の略で、小・中・高等学校で日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師。
中核理科教員（CST）	25	Core Science Teacher の略で、横浜国立大学の中核的理科教員養成プログラムを修了した小中学校教員。

語 句	最初に出てくるページ	説 明
川崎市子どもの権利に関する条例	26	1989 年国連で採択された「子どもの権利条約」に基づき、2000 年に全国に先がけ制定された。子どもが一人の人間として尊重され、安心して自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるよう、権利の理念やそれを保障する仕組みなどを定めている。
学校図書館コーディネーター	27	学校を訪問し、図書の選定・整理、図書館の環境整備、学校図書館ボランティアの育成のための研修会の開催など、図書館ボランティアや図書委員会への指導助言を行う。
食育	28	生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業	28	教育委員会が中心となり、地域の様々な機関等と連携したコンソーシアムを構築し、地域の人的資源を効果的に活用するなどして、子どもの体力向上を推進する事業。
ICT	30	Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術。デジタルカメラやプロジェクター、拡大提示器などの情報機器も含まれる。
無線 LAN 環境	30	パソコンやタブレット端末などのネットワーク対応機器が、ケーブル（有線）を使わずに電波（無線）を使ってインターネット接続などができる状況。電波を受けるアクセスポイントを教室内や廊下に設置することにより、教室や図書室等からも、ケーブルを使わずにインターネットに接続することができる。
教育の情報化推進計画	30	国の動向や本市の状況の調査をもとに、子どもたちの情報活用能力の育成、教職員の指導力向上、教職員の子どもたちとふれあう時間の確保をめざして策定した計画。概ね 5 年間を見据えたもので、初版は、2012 年（平成 24 年）3 月に作成。総合教育センター情報・視聴覚センターが編集。
中高一貫教育	31	従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が 6 年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、学校教育法等を一部改正し、平成 11 年 4 月より選択的に導入することが可能となった制度。
市立高等学校改革推進計画	31	『川崎市立高等学校教育振興計画』のうち「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するための方向性と施策を示す計画として、平成 19 年 7 月に策定。 中高一貫教育と二部制定時制課程の川崎高校への導入を中心に、商業高校の全日制課程と定時制課程、川崎総合科学高校定時制課程、橘高校定時制課程を対象とした再編計画を「第 1 次計画」とし、高津高校の全日制課程と定時制課程の再編、橘高校定時制課程の再編を含む計画を「第 2 次計画」としている。
川崎市立高等学校教育振興計画	31	生徒がいきいきと学び、生きる力を育むことができるよう、これまでの「教育課題についての研究・検討の成果や提言に基づく高等学校の構築」と、「地域に根づいた高等学校の創造」をめざして、平成 15 年 5 月に策定した計画。「新しい視点による学校・学科・学系の創造」など、川崎市立高等学校の充実・発展に向けて取り組む内容を 5 つの項目にまとめた。
障害者の権利に関する条約	33	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約のこと。2014 年 1 月、世界で 140 番目の批准国として、日本が「障害者の権利に関する条約」を締結した。
障害者差別解消法	33	平成 25 年 6 月 26 日に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した法律。

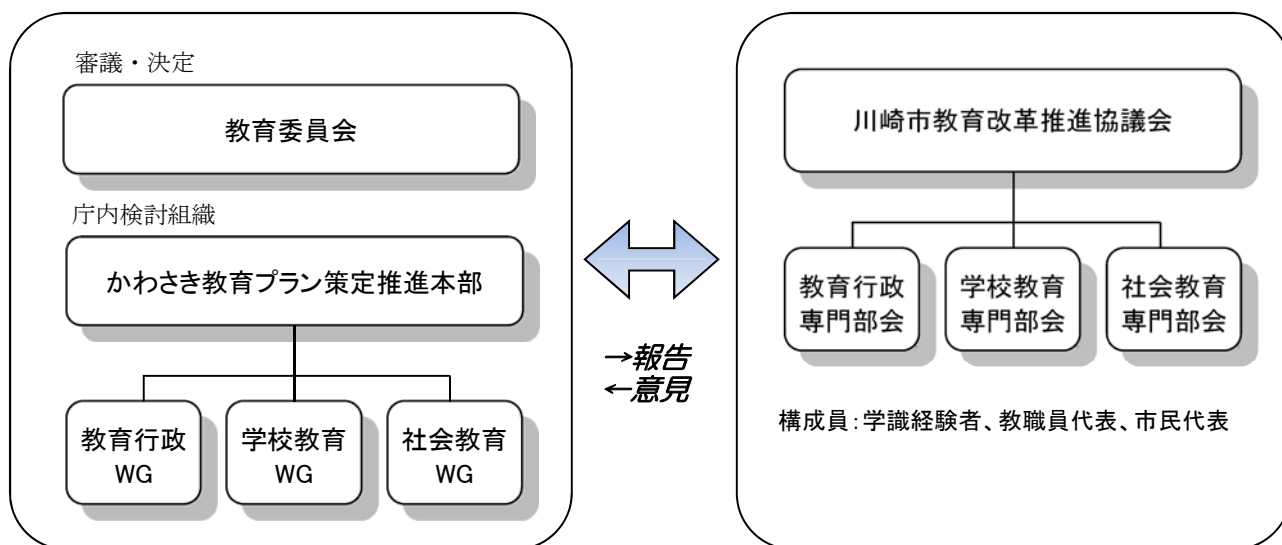
語 句	最初に出てくるページ	説 明
インクルーシブ教育システム	33	人間の多様性の尊重等、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組み。
発達障害	33	自閉症、アスペルガー症候群等その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（文科省政令）。
医療的ケア	33	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医行為のこと。本市では、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、また、小・中学校においては、週1回90分の看護師訪問を行い、毎日付き添う保護者の負担軽減を図っている。
特別支援教育コーディネーター	33	校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担うため、各学校の校長に指名された教員。
いじめ防止対策推進法	34	この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めている。平成25年6月28日に公布。
いじめの防止等のための基本的な方針	34	児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めたもの。平成25年10月11日文部科学大臣決定。
就学援助	34	学校教育法第19条にかかげる就学援助の趣旨に沿って、経済的に就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対し、市が適切な援助を行うことにより、義務教育の機会均等を図る制度。その支給対象は、学用品、通学用品、校外活動、新入学児童生徒学用品、修学旅行、学校給食及び自然教室参加に係る費用など。
児童支援活動推進校	34	専任化された児童支援コーディネーターが、児童支援活動を推進している小学校。24年度のモデル校7校から始まり、26年度は44校となっている。
個別の指導計画	35	特別支援学校学習指導要領の総則に示された幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。 本市では、小学部入学から高等部卒業まで一貫した個別の教育支援計画（年度ごとの個別の指導計画を含む）を「サポートノート」と称し、特別支援学級と特別支援学校において作成を進めている。
特別支援教育推進計画	36	平成17年3月に策定された第1期特別支援教育推進計画は、およそ10年間の特別支援教育の方向性を示すもので、具体的な施策は、かわさき教育プラン実行計画の中で示し、進捗管理を行ってきた。現在、平成27年度からの第2期特別支援教育推進計画の策定に向け取り組んでいる。
（仮称）こども心理ケアセンター	38	虐待等により特別なケアを必要とする子どもの抱える課題に対して医療と心理の専門的ケアに配慮した入所施設。法令上は「情緒障害児短期治療施設」。平成27年度に施設開設を予定し、平成28年度から施設内学級による教育が予定されている。

語 句	最初に出てくるページ	説 明
効果測定（かわさき共生＊教育プログラム）	38	「かわさき共生＊共育プログラム」の効果を検証するために川崎市が開発したアンケート調査。結果から、子どもたちの社会性や学校生活の満足度、学級に対する感じ方、考え方が確認できる。
スクールカウンセラー	39	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者で、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家。生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。 文部科学省では、平成7年度から、「心の専門家」として臨床心理士などをスクールカウンセラーとして全国に配置し、平成13年度からは、全国の中学校に計画的に配置することを目標とした「スクールカウンセラー活用事業補助」を開始。本市では、全市立中学校に配置している。
学校巡回カウンセラー	39	小学校・高等学校に要請訪問および定期巡回訪問し、児童生徒・保護者の相談や、必要に応じて緊急支援を担当するスクールカウンセラーの呼称。
メンタルフレンド	39	適応指導教室の諸活動において、子どもとの触れ合いを通じて子どもの健全な育成を援助するため、ボランティア活動として任用した、教育や心理に関心のある大学生・大学院生。子どもの心の友（メンタルフレンド）。
スクールガード・リーダー	42	子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガード（学校安全ボランティア）との連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官ＯＢなどの防犯の専門家。
夢教育 21 推進事業	51	各学校の創意工夫を活かした教育活動の充実を図るため、地域人材の活用や学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを推進する事業。
コミュニティ・スクール・フォーラム	51	コミュニティ・スクール指定校が、それぞれの取組内容やその成果を、発表し、他の学校へ周知するための場。
拡大要請訪問	53	各教科等、特別支援、教育相談、情報視聴覚、生徒児童指導などの担当指導主事がチームで、1日（半日）学校を訪問して、授業づくりについて指導助言を行う。
輝け☆明日の先生の会	53	川崎市の教職員を目指す社会人・学生などに向けた教師塾。5月～9月の土曜日、全7回開設。
家庭教育推進協議会	58	家庭教育推進事業の円滑な遂行を図ることを目的とする会議。区内の事業調整や集約を行うために行政区ごとに区家庭教育推進協議会を設置し、その代表及び行政委員等で市の家庭教育推進協議会を組織する。
子ども会議	60	川崎市子どもの権利に関する条例の意見表明権に基づき、市政について子どもの意見を求めるために設置された会議。現在、市・7行政区・51中学校区の子ども会議がある。子どもたちから出された意見は、提言、報告書という形でまとめられ、市や区に提出する会議もある。
SNS	62	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。（「デジタル大辞泉」より引用）
ネットワーク型行政	63	市民の学びや、学びを通じたつながり・活動を、社会教育行政のみならず、様々な立場から総合的に支援していく仕組み。

語 句	最初に出てくるページ	説 明
社会関係資本（ソーシャルキャピタル）	63	インフラを意味する「社会資本」とは異なる。社会にとって、人と人、人と組織のつながりも一つの資本であるという考え方。いわゆる「村社会」といった日本における伝統的な共同体も社会関係資本であるが、ここでは、開放的で、学びを通じてできた新たなつながりをもって社会関係資本と捉えている。
図書館総合システム	66	市立図書館・市立学校図書室の資料データや利用者データを一元的に管理し、貸出や予約、資料検索などの業務を行うためのコンピュータシステム。
生涯学習情報提供システム	67	生涯学習のきっかけや場を探したり、自身の持つ知識や技術を地域にいかすためなど、様々なニーズに応じた全市的な生涯学習情報を収集し、インターネットなどを通じて容易にそれらの情報を入手できるようにするための仕組み。
指定・登録文化財	69	市内に所在する文化財のうち、特に重要なものについて、市・県・国の文化財に指定・登録し、その保護・活用を図っている。

2 策定体制

学識経験者、教職員代表及び市民代表の委員で構成される「川崎市教育改革推進協議会」からの意見を踏まえながら、教育委員会事務局内に設置した「かわさき教育プラン策定推進本部」においてプランの検討を行ってきました。その結果をプランの案としてまとめ、教育委員会で審議・決定します。



3 策定経過

○平成 25 年度

No.	開催日	会議名等	内 容
1	4月23日	教育委員会協議会等	○策定想定スケジュールについて ○策定体制について
2	5月14日	第1回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○策定想定スケジュールについて ○策定体制について ○今後3年間の主要課題について
3	5月21日	第1回教育改革推進協議会	○策定想定スケジュールについて ○策定体制について
4	7月 3日	第2回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○今後、10年を見据えた課題の整理について
5	7月 9日 7月16日 7月24日	教育改革推進協議会 第1回社会教育専門部会 第1回学校教育専門部会 第1回教育行政専門部会	○今後、10年を見据えた課題の整理について
6	7月26日	平成25年度第1回かわさき市民アンケート	○7/26～8/16 生涯学習について
7	8月20日	教育委員会協議会等	○今後3年間の課題への取組について
8	10月 7日 10月 9日	教育改革推進協議会 第2回社会教育専門部会 第2回学校教育専門部会	○課題への対応について ○学校教育をめぐる現状と課題
9	11月13日	第3回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○教育施策の今後の基本的方向性について ○現行教育プランの進捗状況及び課題の整理について ○課題への対応について
10	11月18日	第2回教育改革推進協議会	○教育施策の今後の基本的方向性について ○現行教育プランの進捗状況及び課題の整理について ○課題への対応について
11	11月26日	教育委員会協議会等	○教育施策の今後の基本的方向性について ○現行教育プランの進捗状況及び課題の整理について
12	12月26日	第4回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○課題への対応について
13	1月 6日	第3回教育改革推進協議会	○課題への対応について
14	2月12日	教育委員会協議会等	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～(案)について
15	2月17日	第4回教育改革推進協議会	○課題への対応について ○かわさき教育プラン実行計画について
16	2月21日 3月 6日 3月 6日 3月10日 3月10日	小学校長会運営会議 高等学校長会 中学校長会役員会 特別支援学校長会 川崎市教職員組合	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～(案)について
17	2月28日	教育委員会協議会等	○2/28～3/10 第3期実行計画延長案の教育委員意見募集
18	2月28日	教育改革推進協議会	○2/28～3/10 第3期実行計画延長案の協議会委員意見募集
19	3月 6日	各市立学校長	○3/6～3/15 第3期実行計画延長案の学校長意見募集

No.	開催日	会議名等	内 容
20	3月 7日 3月 8日 3月11日 3月11日 3月12日 3月12日 3月13日 3月14日 3月14日 3月15日	市PTA 役員会 高津区PTA 役員会 川崎区PTA 運営委員会 宮前区PTA 運営委員会 中原区PTA 運営委員会 幸区 PTA 運営委員会 麻生区PTA 運営委員会 高津区PTA 運営委員会 中原区PTA 会長会 多摩区PTA 運営委員会	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～（案）について
21	3月17日	教育委員会協議会等	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～（案）について
22	3月18日	総務委員会	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～（案）について
23	3月25日	教育委員会	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～について審議、決定

○平成 26 年度

No.	開催日	会議名等	内 容
1	5月12日	第1回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○策定スケジュールについて ○次期プランの構成及び計画期間について ○今後3年間の主要課題について
2	5月27日	教育委員会	○策定スケジュールについて ○次期プランの構成及び計画期間について
3	5月28日	第1回教育改革推進協議会	○策定スケジュールについて ○次期プランの構成及び計画期間について
4	6月27日	市長と教育委員による学校訪問 京町中学校	○生徒たちの学習の状況やそれを踏まえた授業づくり、学習習慣の確立等についての意見交換
5	7月 8日	スクールミーティング 王禅寺中央中学校	○懇談会テーマ 一人ひとりが生き生きと活動し、生徒が主役になれる学校づくり
6	7月 8日	地域教育会議代表者会議	○今後の地域教育会議のあり方について
7	8月 7日	初任研宿泊研修会	○教育長講話 新しい「かわさき教育プラン」と「キャリア在り方生き方教育」
8	8月11日	第2回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
9	8月11日	社会教育委員会議	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
10	8月25日	教育委員会	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
11	8月28日	総務委員会	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
12	8月29日	校長研修	○教育長講話 新しい「かわさき教育プラン」の策定と「キャリア在り方生き方教育」の推進
13	9月 1日 9月 3日 9月10日 9月11日 9月19日	中学校長会役員会 特別支援学校長会 高等学校長会 川崎市教職員組合 小学校長会企画会議	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
14	9月 3日 9月 3日	教育改革推進協議会 第1回社会教育専門部会 第1回学校教育専門部会	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について

No.	開催日	会議名等	内 容
15	9月 5日 9月10日 9月19日 10月 4日 10月11日 11月 8日 11月10日 11月10日	市PTA 役員会 幸区 PTA 役員会 川崎区PTA 役員会 高津区PTA 役員会 中原区PTA 役員会 多摩区PTA 役員会 宮前区PTA 役員会 麻生区 PTA 役員会	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
16	10月 8日	21 世紀の川崎の教育を創造する研究会 地区研究会の意見交流会	○区ごとに、かわさき教育プランに関連したテーマによる意見交換
17	10月22日 11月 6日 11月11日	高津区地域教育会議交流会 多摩区地域教育会議交流会 中原区地域教育会議交流会	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
18	10月29日	第 3 回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案（案）について
19	11月 4日	社会教育委員会議	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案（案）について
20	11月 5日	第2回教育改革推進協議会	○「川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画」素案（案）について
21	11月11日	スクールミーティング 高津小学校	○懇談会テーマ これからの社会を生きる子どもたちに必要なもの
22	11月18日	第3回教育改革推進協議会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案（案）について
23	11月25日	教育委員会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案（案）について
24	11月29日	かわさき教育フォーラム	○テーマ これからの社会を生きる子どもたちに必要なもの～未来につながるキャリア教育～
25	12月 9日	総務委員会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案（案）について
26	12月25日	教育委員会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案について審議、決定

4 川崎市教育改革推進協議会設置及び運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、川崎市教育改革推進協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 市の教育改革等のあり方等について意見を述べること。
- (2) かわさき教育プランの進捗状況について報告を受け、意見を述べること。
- (3) かわさき教育プランの策定について意見を述べること。

(構 成)

第3条 協議会は、13人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、市民代表、本市の教職員代表、学識経験等を有する者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 教育委員会は必要があると認めるときには、アドバイザーを置くことができる。

(座 長)

第4条 協議会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、必要に応じて教育委員会が召集する。

(部 会)

第6条 座長は、必要に応じて、部会を開くことができる。

- 2 部会の出席者及び部会長は、その都度、座長が指名する。

(関係者の出席)

第7条 協議会において必要があると認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶 務)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年 4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

5 委員名簿

■教育改革推進協議会 委員 ◎座長

		氏 名	現 職 等
学識経験者	1	◎小松 郁夫	常葉大学教職大学院教授
	2	高木 展郎	横浜国立大学教育人間科学部附属教育デザインセンター教授
	3	田中 雅文	日本女子大学人間社会学部教授
市民代表	4	大下 勝巳	N P O法人かわさき創造プロジェクト代表理事
	5	伊藤 好子	公募市民
	6	杉村 寿重	公募市民
	7	松本 弘	川崎市地域教育会議推進協議会会長
	8	小原 良 (～H26.9.2)	川崎市P T A連絡協議会会長
		齊藤 植栄 (H26.9.3～)	
教職員代表	9	山崎 恵子	小学校長会副会長
	10	伊藤 民子	中学校長会副会長
	11	宮津 健一	高等学校長会副会長
	12	巴 好子	特別支援学校長会副会長
	13	門倉 慎児	川崎市教職員組合執行委員長

■教育改革推進協議会教育行政専門部会 専門委員

	氏 名	現 職 等
1	小松 郁夫	常葉大学教職大学院教授
2	伊藤 好子	公募市民
3	山崎 恵子	小学校長会副会長
4	伊藤 民子	中学校長会副会長
5	宮津 健一	高等学校長会副会長
6	巴 好子	特別支援学校長会副会長
7	門倉 慎児	川崎市教職員組合執行委員長

■教育改革推進協議会学校教育専門部会 専門委員

	氏 名	現 職 等
1	高木 展郎	横浜国立大学教育人間科学部附属教育デザインセンター教授
2	小原 良 (～H26.9.2)	川崎市P T A連絡協議会会長
	齊藤 植栄 (H26.9.3～)	
3	山崎 恵子	小学校長会副会長
4	伊藤 民子	中学校長会副会長
5	宮津 健一	高等学校長会副会長
6	巴 好子	特別支援学校長会副会長
7	門倉 慎児	川崎市教職員組合執行委員長

■教育改革推進協議会社会教育専門部会 専門委員

	氏 名	現 職 等
1	田中 雅文	日本女子大学人間社会学部教授
2	大下 勝巳	N P O法人かわさき創造プロジェクト代表理事
3	杉村 寿重	公募市民
4	松本 弘	川崎市地域教育会議推進協議会会長
5	山崎 恵子	小学校長会副会長
6	伊藤 民子	中学校長会副会長
7	宮津 健一	高等学校長会副会長
8	巴 好子	特別支援学校長会副会長

川崎市教育振興基本計画
かわさき教育プラン
第1期実施計画（2015～2017）
素案

平成26（2014）年 月

編集 川崎市教育委員会総務部企画課

川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-3244

FAX 044-200-3950

Eメール 88kikaku@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

(案)

川崎市教育振興基本計画

かわさき教育プラン

第1期実施計画 (2015～2017)

素案【概要版】

平成26 (2014) 年 月

川崎市教育委員会



KAWASAKI CITY

1 新しい教育プランの基本的な考え方

1 策定の趣旨

- 本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための計画として、新たに「かわさき教育プラン」を策定します。
- 「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の今後約10年間の教育が目指すものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取り組みを推進するための指針となるものです。

2 プランの位置付け

- 教育の振興を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけます。
- 本市総合計画をはじめ、本プランと関連する計画との整合を図りながら、教育施策を総合的に推進します。

「教育プランと関連する主な計画」

計画名	所管局
新たな総合計画（策定中）	総合企画局
行財政改革に関する計画（策定中）	総務局
（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画（策定中）	こども本部
（仮称）子ども・若者プラン（策定中）	こども本部
第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画	市民・こども局
第2期川崎市文化芸術振興計画	市民・こども局
川崎市スポーツ推進計画	市民・こども局
川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（策定中）	健康福祉局
川崎市障害者雇用・就労促進行動計画	健康福祉局
かわさき資産マネジメントプラン など	財政局

3 対象期間

- 平成27年度から概ね10年間を対象期間とします。

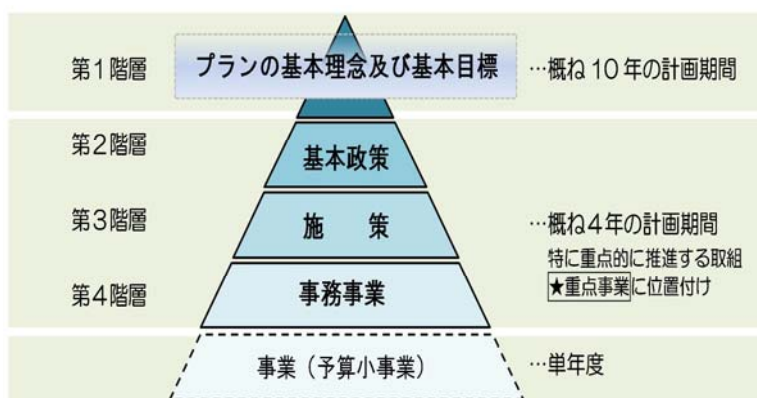
4 対象分野

- 教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

5 プランの構成及び計画期間

- 概ね10年間の計画期間全体を通じて実現を目指すものをプランの基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容は、基本政策、施策、事務事業の階層で体系的に整理します。基本政策、施策、事務事業については、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。
- 各実施計画期間において、特に重点的に推進する取組を「重点事業」として位置づけます。

「プランの構成」



「計画期間」



※表の第2期実施計画、第3期実施計画の計画期間は想定とし、市総合計画と整合をとりながら定めていきます。

6 進捗管理

- プランに基づく取組を着実に推進するため、PDCAサイクル「計画（PLAN）－実行（DO）－評価（CHECK）－見直し（ACTION）」により、進捗管理を行います。評価結果については、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用するとともに、広く市民の皆様公表します。

2 基本理念・基本目標及び第1期実施計画の考え方

1 プランの基本理念

「新しいプランの基本理念」

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

- 社会が激しく変化し、多くの課題が存在するこの時代において、これからの社会を見据え、願うのは、「どのような社会状況においても、夢や希望を抱き、自ら考え、行動し、社会の変化に対応しながら、いきいきと躍動する市民の姿」です。また「市民一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い、高め合いながら共に生きる社会の姿」です。そして、そのような市民を育て、社会をつくること、人づくりを担う教育の大切な役割です。
- これからの人・社会のために教育ができることに取り組み、市民と手を携えながら、教育の力で新しい川崎の未来とそこでいきいきと活動する市民を育てていくために、新たな「かわさき教育プラン」の基本理念を、今後教育が果たすべき役割や未来への普遍的な願いを考慮し、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定め、新しい時代に向けた教育施策を推進していきます。

2 プランの基本目標

「新しいプランの基本目標」

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

- 変化が激しい社会においても、誰もが夢や希望を抱き、充実した人生を送るため、また社会を持続的に発展させていくためには、「社会の変化に適切に対応し、自立した個人として生きていく力を一人ひとりが身に付けること」、そして「自立した個人が、多様な価値観を認め合い、互いに支え合い、高め合いながら、生きがいのある社会を協働して作りだしていく精神を持つこと」が大切です。
- 人づくりを担う教育の役割を果たし、「人・社会の発展」を実現していくために、今後10年間を通して教育施策の指針となる考え方を、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとしながら、教育プランの「基本目標」として定めます。

3 第1期実施計画における基本的な考え方

平成17年3月に策定された「かわさき教育プラン」に基づき、実行計画を第3期まで策定し、様々な教育施策を推進してきましたが、その間も社会状況は変化を続け、今後も引き続き対応し、乗り越えなければならない多くの教育課題が残っています。

«引き続き対応すべき課題»

子ども

- 子どもたち一人ひとりが、教育的ニーズに応じた適切な支援を受けながら、「生きる力」を十分に身に付け、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応できる力を育てること【基本政策Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】
- 他者の人格を尊重し、支え合いながら関わる態度を育てること【基本政策Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

学校

- 教職員の資質及び学校の組織力・チーム力の向上、家庭・地域との連携や行政による支援を充実させることで、学校が自主的・自律的に学校運営を行い、自ら課題を解決する力を高めていくこと【基本政策Ⅴ】

家庭

- 支援の必要な家庭に支援が行き届くよう、企業との連携など、アプローチ方法等による支援の充実に取り組むこと【基本政策Ⅵ】

地域

- 地域の社会教育の担い手となる人材の育成や多様な主体の連携に向けたネットワーク化を推進すること【基本政策Ⅵ、Ⅶ】
- 地域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれる文化財を地域の教育資源として活用すること【基本政策Ⅷ】

教育行政

- 支出の平準化を図りながら、長期的な視点で計画的な保全を図り、教育環境の維持・改善に取り組むこと【基本政策Ⅳ】
- 事業の効率的かつ効果的な執行に向けた継続的な見直しにより、事業に必要な財源を確保すること
- 計画の実行を確保するための進捗管理や新たな課題への迅速かつ柔軟な対応、関係局や関係団体、市民等との連携・協働、教育行政を担う職員の育成など、教育プラン実現のための執行体制の構築に継続して取り組むこと

これまで本市の教育が積み重ねてきた成果を継承するとともに、さらに発展させながら、多様な主体と連携・協働して、課題解決に向けて計画的に取り組むを推進するため、「第1期実施計画」を策定します。

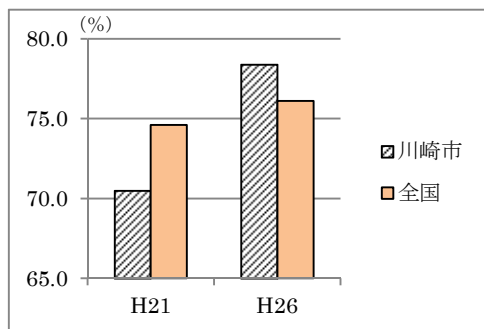
3 第1期実施計画期間（平成27年度～平成29年度）の8つの基本政策及び主な取組

基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる

学校から社会への移行が円滑に行われていない子ども・若者の実態が指摘されている背景として、コミュニケーション能力の不足、低い自己肯定感、他者意識や他者への配慮の不足、規範意識の低下など、「社会的自立」に必要な能力や態度に関わる子どもたちの様々な課題が存在しています。

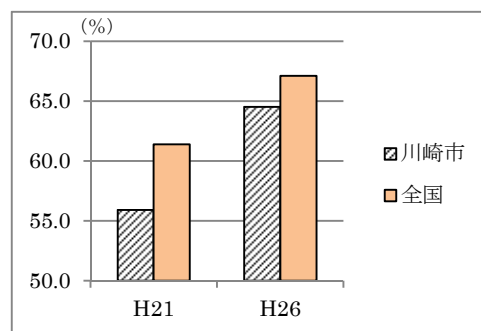
このことから、子どもたちのキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促すために、これまで取り組んできた本市の学校教育を「キャリア在り方生き方教育」の視点から幅広く見直し、子どもたちの社会的自立に向けて必要な能力や態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育む教育を推進します。

■「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばあると思う」と回答した児童の割合（小学校6年生）



資料：全国学力・学習状況調査

■「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばあると思う」と回答した生徒の割合（中学校3年生）



資料：全国学力・学習状況調査

施策1. キャリア在り方生き方教育の推進 ★重点事業

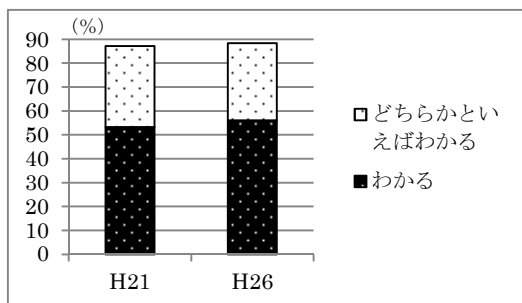
- 「キャリア在り方生き方教育」に関する研修の実施やリーフレットによる啓発、推進協力校における検証など、平成28年度からの全校実施に向けた取組を進めます。
- 教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」や児童生徒のための「キャリア在り方生き方ノート」を作成し、「キャリア在り方生き方教育」を推進していきます。

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

義務教育9年間の教育課程の内容は、本来すべての子どもたちが身に付けなくてはならないものです。また、学習指導要領の目指す「生きる力」は、生涯にわたる学習・生活の基礎となる力でもあります。

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

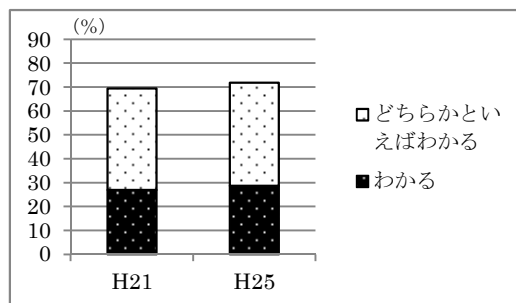
■「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合（小学校5年生）



※国語、算数、理科、社会の平均値

資料：川崎市学習状況調査

■「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した生徒の割合（中学校2年生）



※国語、算数、理科、社会、英語の平均値

資料：川崎市学習状況調査

施策1. 確かな学力の育成

- 総合的な学力向上策として、少人数学級・少人数指導等きめ細やかな指導方法や指導体制の充実を図るとともに、教員の授業力向上、学力の状況の的確な把握と数値目標を有効に活用しての授業改善など、学力向上の取組を推進します。★重点事業
- 積極的に外国人と英語でコミュニケーションする児童生徒を育成するなど、英語教育の充実を図るとともに、国際的な先端産業・研究開発都市である本市の強みを活かした魅力ある理科教育を展開します。

施策2. 豊かな心の育成

- 道徳教育の充実を図るとともに、子どもの権利学習や多文化共生教育など、すべての教育活動の基盤として「人権尊重教育」の総合的な推進を図ることで、豊かな心を育む教育の推進を図ります。
- 学校司書の適正配置を進めるとともに、図書担当教諭や学校図書館ボランティアの資質向上を図るための研修の実施など、学校図書館の充実を図ります。

施策3. 健やかな心身の育成

- 健康教育の充実を図るとともに、誰もが運動する心地よさを味わい、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、学校、家庭、地域、行政が連携を図りながら、子どもの体力向上を図ります。
- 中学校完全給食実施に向けた取組を進めます。★重点事業

施策4. 教育の情報化の推進

- 児童生徒の情報活用能力の育成を目指す学習の推進や、ICTを活用した分かりやすく理解の深まる授業の推進などを行うとともに、校務の情報化を推進します。

施策5. 特色ある高等学校教育の推進

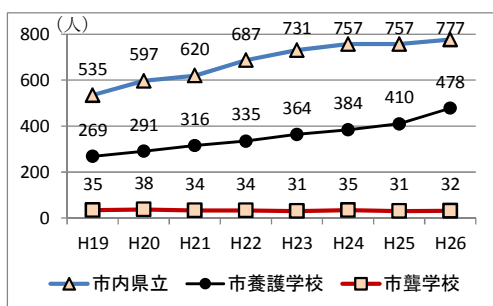
- 中高一貫教育の推進をはじめ、各校の特色を生かした多様な学習ニーズに対応する教育活動を推進し、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進します。

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

本市においては、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しており、通常の学級においても、発達障害の他、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、様々な教育的ニーズのある子どもが増加している現状があります。

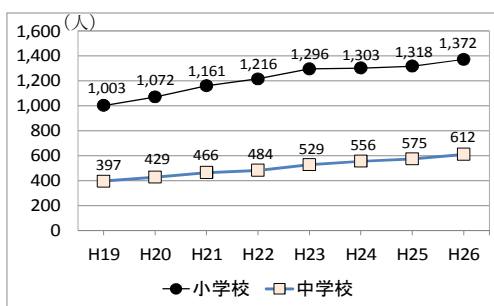
そのような状況の中、すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育「支援教育」を学校教育全体で推進します。

■市内特別支援学校の児童生徒数の推移



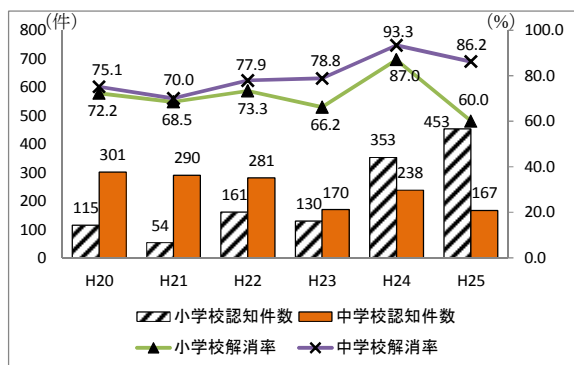
資料：川崎市教育委員会調べ

■特別支援学級在籍者数の推移



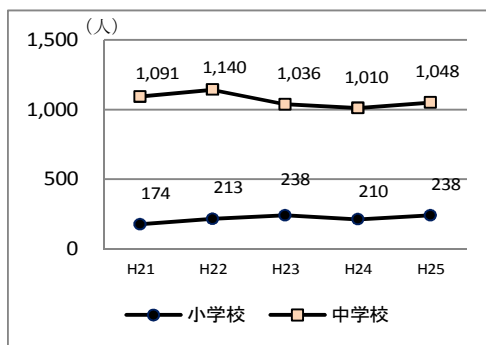
資料：学校基本調査

■いじめ認知件数及び解消率



資料：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

■不登校児童生徒数



資料：学校基本調査

施策1. 支援教育の推進

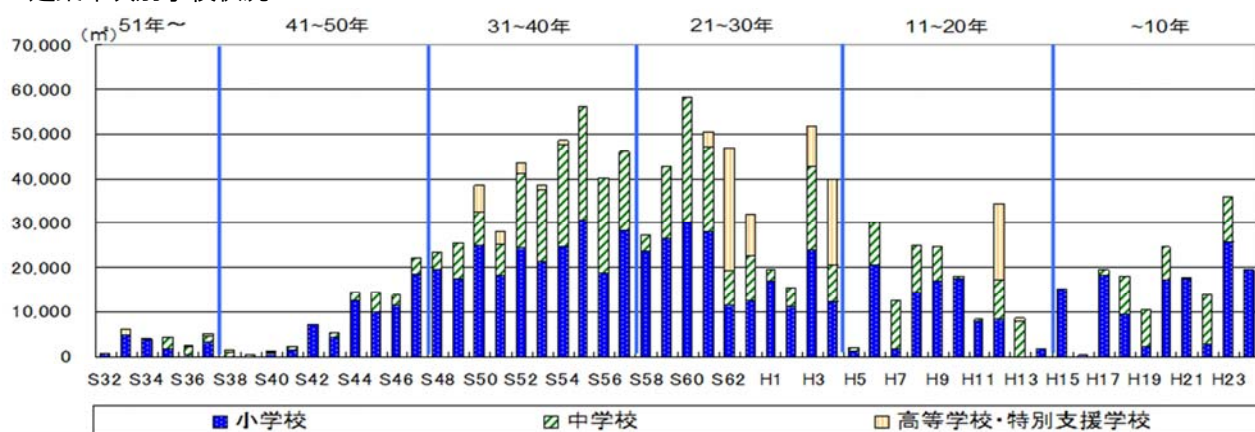
- 小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、児童支援コーディネーターの専任化を推進します。**★重点事業**
- 「特別支援教育推進計画」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させるとともに、さらに、障害の有無にかかわらず、すべての教育的ニーズのある子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生＊共育プログラム」の実施、教育相談体制の充実などを図ります。

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

近年、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件や交通事故、地震や津波などの自然災害の発生等、子どもたちの安全を脅かす事案があとをたない現状があることから、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組や防災教育研究推進校の取組を支援する等、学校安全を推進します。

また、本市の学校施設は、全体のおよそ7割が築年数20年以上を経過し、老朽化が進んでいることから、「学校施設長期保全計画」に基づく取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善する等、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

■ 建築年次別学校状況



資料：川崎市教育委員会調べ

施策1. 学校安全の推進

- 防災教育推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。
- スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域の各種団体などと連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を進めます。

施策2. 安全安心で快適な教育環境の整備

- 「学校施設長期保全計画」に基づき、学校施設の老朽化対策、質的向上、環境対策等を改修による再生整備と予防保全により実施し、長寿命化を推進します。★重点事業
- 学校施設利用者のニーズの高いトイレの快適化やエレベータ設置によるバリアフリー化を図ります。
- 天井等の非構造部材の耐震化等、避難所機能強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。

施策3. 児童生徒増加への対応

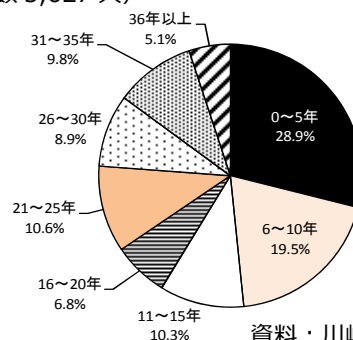
- 児童生徒が増加している地域ごとに必要な対応策を検討し、計画的に増築等を実施します。
- 大規模な集合住宅の開発が進展している武蔵小杉駅や新川崎駅の周辺地域において、小学校の新設に向けた取組を進めます。

基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

学校が保護者、地域と連携しながら、地域の教育資源や人材を活用し、子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進め、特色ある学校づくりを推進します。

ライフステージに応じた研修や教育実践等を通じて教職員一人ひとりの資質能力を高めるとともに、その力を組織的に機能させ、学校の教育力を高めます。

■平成 26 年度在職年数別教員数
(総数 5,627 人)



資料：川崎市教育委員会調べ

施策 1. 学校運営の自主性、自律性の向上

- 特色ある教育活動に取り組めるよう、学校業務の効率化を促進するとともに、学校教育推進会議や学校運営協議会制度、学校評価、夢教育 21 推進事業等の活用を図ります。
- 学校が抱えるさまざまな課題を地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。

施策 2. 教職員の資質向上

- 教職員に対して採用時からの経験年数等に応じた体系的なライフステージ研修を実施し、教職員の資質や指導力の向上を図ります。
- 人事権者と給与負担者が異なるねじれ状態を解消し、より一層、学校の実情に即した教職員の配置を推進していくため、移譲後の学校教育・学校運営体制の在り方の検討など、円滑な移管に向けた準備を進めます。★重点事業

基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育や、地域による子どもや若者の育ちを支える取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの教育や学習をサポートする仕組みづくりを進めることによって、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりや、子どもたちが地域の一員として夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます。

施策 1. 家庭教育支援の充実

- これまで各種家庭教育事業を受講できなかった家庭へのアプローチを行うなど、家庭教育事業の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図ります。

施策 2. 地域における教育活動の推進

- シニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」を推進します。地域の多様な大人との関わりの中で、子どもたちの学力向上や豊かな人間性の育成を図るとともに、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めます。★重点事業

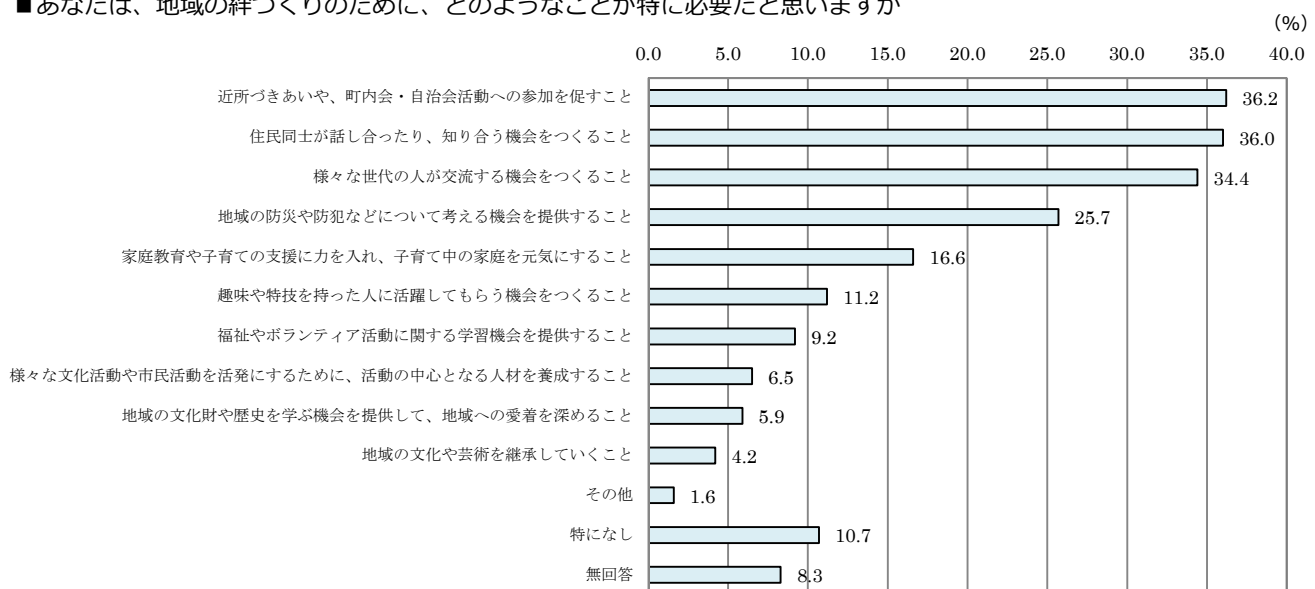
基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり

市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培うため、自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かす学びの機会提供を促進します。

社会教育の展開を通じて、市民の学びを通じた出会い（「知縁」）を促進し、それが新たな「絆」「つながり」を生み出すよう支援するとともに、地域における社会教育の担い手を育成していきます。

社会教育施設の長寿命化の推進など生涯学習環境の充実を図ります。

■あなたは、地域の絆づくりのために、どのようなことが特に必要だと思いますか



資料：平成 25 年度かわさき市民アンケート報告書

施策 1. 自ら学び、活動するための支援の充実

- 市民自主学級・市民自主企画事業の開催など、自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かすことができる生涯学習を展開し、市民自治の実現を担う人材を育成します。
- 市民自らの手で学習や活動をコーディネートしていく人材を育成し、地域活動のネットワーク化を図ることで、様々な市民の社会参加と知縁づくりを促進します。**★重点事業**
- 多文化共生や社会参加促進への取組、市民自治などの学びあい、様々な主体との協働、連携、ネットワーク化を促進します。

施策 2. 生涯学習環境の整備

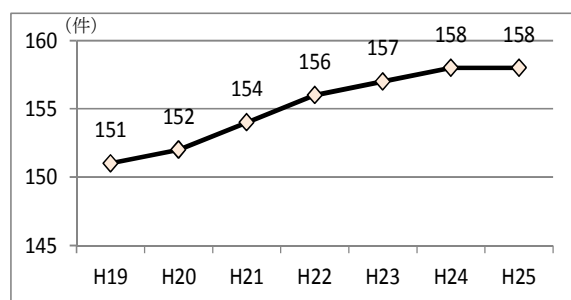
- 市民の主体的な学びを支援するため、学校施設の有効活用を促進するとともに、社会教育施設の長寿命化を推進し、生涯学習環境の充実を図っていきます。

基本政策Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、市民が文化財に親しむ機会を充実させ、文化財に対する市民意識を高め、文化財を活かした魅力あるまちづくりを目指します。

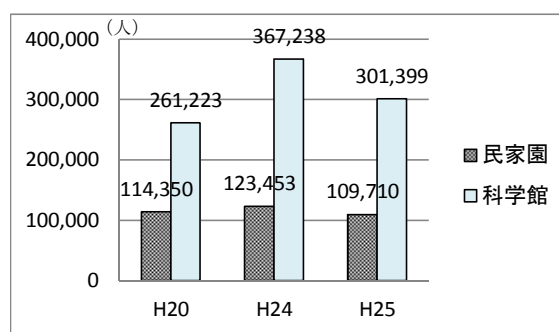
博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の特性・専門性を活かした博物館活動の充実や施設間連携等により、各施設の魅力向上につながる事業を展開します。

■ 指定・登録文化財の件数（国・県・市）



資料：川崎市教育委員会調べ

■ 民家園、科学館の入館者数の推移



資料：川崎市教育委員会調べ

施策1. 文化財の保護・活用の推進

- 「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用を推進するとともに、新たな文化財保護制度の整備等に取り組みます。
- 橘樹官衙遺跡群の国史跡指定を目指すとともに、国史跡指定後の保存管理計画、史跡整備計画の策定に取り組みます。 **★重点事業**

施策2. 博物館の魅力向上

- 「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」の特性や専門性の充実を図り、学校・地域等と連携し、博物館活動を推進するとともに、生田緑地で活動する博物館施設の横断的な管理運営や、施設間の連携等により、各施設の魅力向上に取り組めます。

4 策定経過

これまで、学識経験者、教職員代表、市民代表から構成される「川崎市教育改革推進協議会」や、地域教育会議、PTA 協議会、各校種校長会等で、地域の方々、保護者、教職員等からご意見を伺いながら、検討を進めてきました。

今後は、本素案について、パブリックコメントで寄せられたご意見を踏まえ、今年度末に計画を策定する予定です。

○平成 25 年度

開催日	会議名等	主な内容
4月～3月	川崎市教育改革推進協議会 4回開催 同協議会専門部会 2回開催 教育委員会協議会等 6回開催 かわさき教育プラン策定推進本部会議 4回開催	○教育施策の今後の基本的方向性について ○現行教育プランの進捗状況及び課題の整理について ○課題への対応について
3月25日	教育委員会	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～について【審議、決定】 (公表日3月25日)

○平成 26 年度

開催日	会議名等	主な内容
4月～8月	川崎市教育改革推進協議会 1回開催 教育委員会 1回開催 かわさき教育プラン策定推進本部会議 2回開催	○次期プランの構成及び計画期間について ○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
8月25日	教育委員会	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について【報告】 (公表日8月28日)
9月～11月	川崎市教育改革推進協議会 2回開催 同協議会専門部会 1回開催 教育委員会 1回開催 かわさき教育プラン策定推進本部会議 1回開催	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について ○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案（案）について
11月29日	かわさき教育フォーラム	○テーマ これからの社会を生きる子どもたちに必要なもの～未来につながるキャリア教育～
12月25日	教育委員会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案について【審議、決定】 (公表日12月26日)



KAWASAKI CITY

川崎市教育振興基本計画
かわさき教育プラン
第1期実施計画（2015～2017）
素案【概要版】

平成26（2014）年 月

編集 川崎市教育委員会総務部企画課
川崎市川崎区宮本町6番地
電話 044-200-3244
FAX 044-200-3950

この冊子の詳しい内容は、ホームページのほか、
かわさき情報プラザ、各市政資料コーナー、図書館、市民館で、
平成27年1月8日から2月6日までご覧いただけます。

川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プランの策定スケジュール

		平成25年度	平成26年度											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市議会	総務委員会報告					8/28 総務委員会 報告				12/9 総務委員会 報告			総務委員会 報告	
教育委員会	報告・審議		5/27 報告			8/25 報告			11/25 報告	12/25 素案決定			プラン 決定	
教育改革 推進協議会	○協議会 4回 ○専門部会 教育行政 1回 学校教育 2回 社会教育 2回		5/28 協議会				9/3専門部会 （学校教育、 社会教育）		11/5,18 協議会				協議会	
教職員、保護者、 地域の方々等からの 意見聴取	市民 アンケート （生涯学習） （H25.7）	市民意見随時募集												
		教職員		6/27 市長・教育委員 学校訪問	7/8 スクール ミーティング	研修の場での 意見交換	教職員 意見交換	「21研」 連携 意見交換会	11/11 スクール ミーティング	教職員 意見交換	11/29 かわさき 教育 フォーラム	教職員・ PTAとの 意見交換 1/8～2/6 パブリック コメント 1/17,21,22 市民 説明会 出張 説明会		
		保護者			広報誌による 意見募集		PTAとの 意見交換		広報誌による 意見募集					
		地域			8/11社会教育 委員会議				11/4社会教育 委員会議					
		地域教育会議との意見交換												
教育プラン 策定プロセス	次期プラン 策定に向けた 考え方 （H26.3）	検 討				検討状況 のまとめ	検 討				素案 策定 （12/25）	パブコメ	検 討	プラン 策定

川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第1期実施計画素案 に関する意見募集について

「かわさき教育プラン」は、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための、教育に関する基本計画です。

これまで、市民代表、学識経験者、教職員代表からなる「川崎市教育改革推進協議会」等からご意見を伺いながら検討を進め、この度、「川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第1期実施計画素案」を策定しましたので、広く市民の皆様のご意見を募集します。

1 意見の募集期間

平成27年1月8日（木）～平成27年2月6日（金）

※ 郵送の場合は、当日消印有効です。

※ 持参の場合は、平成27年2月6日（金）17時15分までとします。

2 ご意見の提出方法

ご意見、住所、氏名、電話番号を記入（様式は自由）し、持参、郵送、FAX、市ホームページからのフォームメールにてお寄せください。

【持参先・郵送先】〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル3階
川崎市教育委員会総務部企画課

【FAX】044-200-3950

【ホームページ】市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ 電話等、口頭でのご意見は受け付けていませんので、ご了承ください。

3 プラン素案の閲覧場所

(1) 川崎市教育委員会総務部企画課

(2) 教育文化会館・各市民館、各図書館、各市民館・図書館分館

(3) 各区役所（市政資料コーナー）、市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）

※ 川崎市ホームページでも内容をご覧いただけます。

4 その他

*記載していただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理します。

*お寄せいただいたご意見に対して個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理し、市のホームページで公表します。

*皆様から寄せられたご意見等を踏まえ、平成27年3月にプランを策定・公表する予定です。

問合せ 川崎市教育委員会総務部企画課

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル3階

電話 044-200-3244

FAX 044-200-3950

E-mail 88kikaku@city.kawasaki.jp